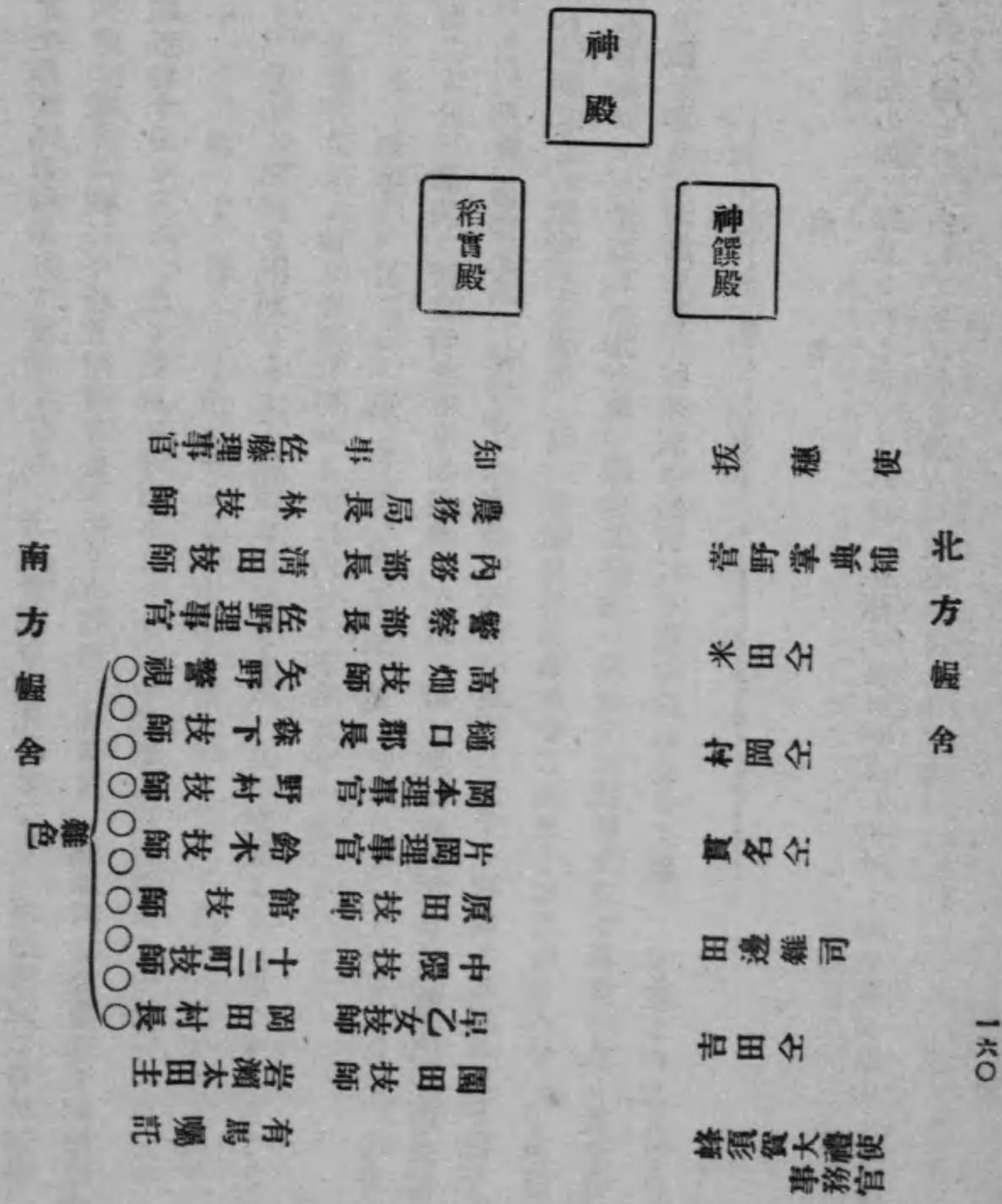


式場の圖



一六〇

二、抜穂の儀式

抜穂式とは勅使抜穂の事を知事に命じ知事は之を太田主に命ず而して太田主は雑色十名を使用して抜穂を行ふものなり、

三、稜穂の形式及び數量、

抜穂は稜穂の處にて長さ約一尺二寸鎌にて切り取り周り一尺の束を四束作るものとす、

第參編 新穀供納

一六二

第壹節

新穀供納の分量及び容器の調製

大嘗祭に供納すべき新穀は白米壹石にして、之を五個の麻袋に容れ更に唐櫃に納めて獻納せり、唐櫃は縣立工藝學校の謹製せしものにして、今左に其の謹製の状況を記さん、

唐櫃製作、命令の工藝學校に達せるは八月廿六日の事にして、同校にては之を光榮とし、直ちに翌廿七日、小池囑託を大阪に遣はし、九月早々製作に着手せり。然るに恰も好し來縣中なる拔穂使隨員菅野掌典補は之等容器の監督官なるを以て、同氏に承合せるに宮内省より拔穂式祭典に使用する祭具を入れられるものあり、就いて見るべしとの事なりしかば、木工科主任教諭竹内友吉は直ちに山田村に到り、右容器を親しく寫して歸校し、大体の圖案を作製せり、十六日、同校に於て、祓式を行ひ、十七日着工せり、其の關係職員操業者は左の諸氏なり、

木工科 竹内、揚箸岡教諭、小池囑託、富家助手、四年生池田琢磨、三年生笠井清一、
金工科 細川教諭、上原助手、四年生但島宗平、泉川喜六、
製圖科 小川教諭、十二町香川縣技師、

而して、十七日より毎日午前八時始業午後六時終業し、其の間何れも謹慎に従業せしが、十月に入りては操業者の重なるものは毎夜午後十時過ぎ迄夜業をなせり、斯くて十三日愈々完成し、十四日縣廳へ納付し正應に於て知事檢分の上、受領せられたり、

第貳節 新穀の獻納

第一項 係員の出張

十月十五日、供納米獻納の準備の爲樋口郡長は旭、森田、大浦、松浦、矢野、鎌田、高木の各郡書記、山西郡吏員を隨へ山田村に出張したり、

第二項 奉送祭

山田村小學校運動場東端に、東南北の三方に幕を張り、西向に祭壇を設け、唐櫃に納めたる供納米を安置して、綾歌郡神職會の主催にて、奉送祭を執行したり、式は十六日午前六時三十分に取り始まりて同七時に終り、之れより直ちに奉送の途に着けり、

第三項 山田村高松間に於ける奉送行列の順序

- 第一、樂 隊、
- 第二、瀧宮分署長、
- 第三、神 職、
- 第四、山田村長、
- 第五、郡 長、
- 第六、供納米唐櫃五ヶ 担夫二十名、
- 第七、太田主、
- 第八、耕作従事者、
- 第九、郡農會長、
- 第一〇、郡内縣會議員、
- 第一一、郡會議員、
- 第一二、郡立實業學校長、
- 第一三、産牛組合長、
- 第一四、在郷軍人分會聯合會長、
- 衛生組合聯合會長、
- 第一四、町 村 長、
- 第一五、町村農會長、
- 第一六、小學校長、
- 第一七、在郷軍人分會長、
- 第一八、青年會長、
- 第一九、衛生組合長、
- 第二〇、樂 隊、
- 第二一、山田村民並に山田小學校生徒、

一六三

第四項

山田村高松間に於ける奉送途中の光景

十六日午前七時、山田村を發せる人員約一千五百人は、蛇々として拾敷町に亘り、列の両側には消防組警護して陶、川岡を経て、高松に向つて進行せり、途中陶小學校、川岡村奈良須池畔、圓座村小學校等にて休憩。沿道には各戸國旗を掲揚し村吏、在郷軍人、青年會員、學校生徒、有志者等奉送せり、當日綾歌郡内一圓は國旗を戸毎に掲揚して奉送の誠意を表したり、

斯くて一行は零時三十分、縣廳前に到着せり、縣廳にては、高等官並びに委員等、門内にて之を迎へ、唐櫃は白丁擔ひたる儘正廳に豫て用意したる按上に安置し、岩瀬奉仕者、耕作従事者、白丁担夫、神官、郡長、村長、其の他約百名整列せり、若林知事は前方に立ち、担夫二人唐櫃を覆へる白布を解き、奉仕者鎗を以て靜かに之を開き知事の檢分ありて原狀に復し、此の間約四十分を要せり、知事は岩瀬氏に對し、苦心誠意の結果、其の責任を完ふせるを賞し、更に耕作従事者の勤勞を謝せり、夫れより縣廳西庭にて一般奉送者に知事及び郡長より各一場の挨拶ありて一先休憩せり、

第五項

担夫の心得

- 一、担夫は身長順序により四人を一伍とし右翼より番号を付す、
- 一、各伍に伍長一名を置く、
- 一、交代時間約三十分とす、
- 一、交代休憩、担換等一齋に注意を要するときは小笛を用ふ、
- 一、行列中漫りに定められたる位置を離るべからず、但し止を得ざる場合は伍長に届出づること、

- 一、休憩中と雖も担夫の一人は唐櫃の所在を離る可らず、
- 一、行列中は伍間に約二歩の距離を保持すること、
- 一、行列中は靜肅にし談話及び喫煙を爲す可らず、
- 一、唐櫃を下に置くときは荒菰を敷き一應担棒を腕にて持換へたる後行ふものとす、
- 一、伍長は担夫に關する一切の世話をなし及び命令の傳達を爲す、
- 一、伍長は縣主任属の命令に服すべし、
- 一、行列中は旅行用の服、帽子、下駄等を風呂敷包とし名刺を付し他に托し附隨せしむること、
- 一、担夫は飯途縣勸業課に立寄り白丁を返納すること、
- 一、但し被服費の全額を支辨したるものは之の限りにあらず、
- 一、担夫は紋付羽織及び袴を携帯する事、

第六項

担夫の氏名

第一組	伍長、	綾歌郡粉所村(村書記)	南	防	仁	三	郎
	全	郡山田村(耕作従事者)	岩	鍋	八	郎	
	全	上	辻				
	小豆郡池田村(農事精勵者)	森	川	忠	四	郎	靜

香川縣農業技手
 香川縣屬
 瀧宮分署長警部
 縣立農事試驗場技手
 綾歌郡書記
 全
 綾歌郡農業技手
 巡查部長
 巡查
 耕作從事者

一六八
 黒川 唯一
 林 茂
 小野坂 忍三郎
 平野 秀勝
 大浦 新次郎
 高木 喜八郎
 三浦 竹一郎
 河村 治祐
 柴坂 茂平
 川崎 末次郎
 桑島 繁
 伊賀 富三郎
 岩瀬 梅太郎
 連井 義夫
 末澤 清

第九項 京都着

十六日午後四時三十分、高松港發、全五時四十分宇野驛に着、茲には神戸西部鐵道管理局に於て新調したる

ボキ一車二輛は既に一行を待てり、車輛の窓上には注連繩を施し、前車輛を二分して、前方には白幕を廻らして唐櫃五個、納めたる供納米を載せ、後方には白丁担夫二十名と巡查二名同車して警護し、後車には若林知事、綾歌郡長、園田技師、齋田所有者、山田村長、其の他一行同乗し、午後五時五十分發同六時五十分岡山驛着、十七日午前零時二十八分、同驛を發して京都に向ふ、岡山縣より結城警務課長は宇野驛に之を迎へ、發車までに野田警部補以下六名をして警護の任に當らしめたり、斯くて十七日午前六時四十八分京都驛に到着したり、

第十項 供納米の上納

唐櫃は一先京都驛上りプラットフォームに設けたる机上に移安し、少憩の後、左記の行列にて京都驛を發し、賑々しく烏丸通りを順路御所に至り、臺所門内にて一同朝食を喫したり、

行列順序
 警察官、表示札、齋田所有者(担唐櫃担豫備員(同全)(同全)(同全)(同全)(札持と)知事、勸業課長、綾歌郡長、農事試驗場長、山田村長、縣郡委員其の他關係者、警察官、備考 前後の距離約二步とす、

第三節 供納式

十七日、午前九時より供納式を舉行せり、今其の大要を記さん、
 市來宮内書記官、宮地掌典は順次式場に參進すれば主基地方長官若林知事は太田主岩瀬辰三郎を率ひて參進し、供納米を納め五個の唐櫃を中央簀薦の上に据へ、太田主は鞠躬如として唐櫃の蓋を開き、若林知事は其

の傍に侍立すれば、市來書記官、徐々進んで新穀を檢め、次ぎに宮地掌典恭しく唐櫃の前に進み神木の枝を執つて之れを祓ひ、掌典補二名をして唐櫃を齋庫に納めしむ、各員退下、無事式を終れり、

第四編 技術部

第一章 準備

第一項 作業行事豫定 (大正四年三月十九日決定)

- 一、四月十二日 氣象觀測開始
- 一、四月十三日 灌水撰、浸種、耕作人夫の撰定及役割
- 一、四月十五日 齋田に潔齋所竹柵注連繩張及標柱建設完成
- 一、四月十六日 齋田拔式苗代整地に着手、農商務係官來村
- 一、四月二十一日(己の日) 播種
- 一、四月二十三日 芽乾
- 一、四月二十八日 苗代に木灰を施す
- 一、四月三十日 苗代生育調査、作況報告、苗代除草、畦畔除草
- 一、五月一日 本田用堆肥製造
- 一、五月十日 苗代除草、畦畔除草、生育調査、作況報告
- 一、五月十八日 本田整地に着手、木灰施與、苗代注油驅除
- 一、五月十九日 堆肥を施し勸返し
- 一、五月二十日 生育調査、作況報告、苗代除草
- 一、五月二十三日 灌溉畦塗

- 一、五月二十五日 齋竹注連繩取替
- 一、五月二十六日 本田の周圍に誘蛾燈点火を開始す以後七月五日まで繼續す(初期に豫察に供す)
- 一、五月二十七日 (卯の日) 田植式、代掻、施肥、苗選別、挿秧、農務局長農商務技師來村
- 一、五月二十八日 (辰の日) 生育調査、本田作況報告、本田一回除草
- 一、五月三十一日 本田第一回除草
- 一、六月三日 本田二回除草、生育調査、作況報告、螟蟲採卵開始、以後七月五日までに隔日に之を行ふ
- 一、六月十日 齋竹注連張取替
- 一、六月十五日 本田三回除草
- 一、六月十七日 生育調査、本田作況報告
- 一、六月二十日 本田四回除草
- 一、六月二十三日 生育調査、本田作況報告、灌水
- 一、六月三十日 本田第五回除草(排水)畦畔除草
- 一、七月一日 灌水
- 一、七月三日 生育調査、本田作況報告、心枯莖拔取、以後七月三十日まで五日毎に行ふ
- 一、七月十日 齋竹注連繩取替
- 一、七月十五日 生育調査、本田作況報告、注油驅除
- 一、七月二十日

- 一、七月三十一日 生育調査、本田作況報告、畦畔除草
- 一、八月五日 注油驅除
- 一、八月十日 生育調査、本田作況報告
- 一、八月十五日 齋竹注連繩取替
- 一、八月十九日 出穂始
- 一、八月二十二日 出穂揃
- 一、八月二十五日 雜穂及被害莖拔取、注油驅除、畦畔除草、以後毎日害鳥驅除
- 一、八月三十日 生育調査、本田作況報告
- 一、九月五日 被害莖拔取
- 一、九月十五日 被害莖拔取、忌竹注連繩取替
- 一、九月十七日 畦畔除草、掃除、拔穂式準備
- 一、九月十八日 拔穂式
- 一、九月十九日 稻架を造る、畦側の稻收穫
- 一、九月二十日 供納玄米用稻穂拔取(四斗分)
- 一、九月二十四日 收穫
- 一、自九月二十五日 架干
- 一、至九月二十九日 稻扱き初干燥臺を造る
- 一、九月三十日

- 一、自十月九日 粃 乾 燥
- 一、十月十日 粃 摺
- 一、十月十一日 精 白
- 一、十月十二日 精 白 布 磨
- 一、十月十三日 精 白 布 磨 粒 撰
- 一、十月十四日 粒 撰
- 一、十月十五日 粒 撰 再 布 磨、氣 象 觀 測 終 了
- 一、十月十六日 縣 廳 へ 到 着、京 都 へ 發 送
- 一、十月十八日 京 都 到 着

第二項 耕 作 上 に 關 する 協 定

(大正四年三月二十四日決定)

- 一、四月十日迄に農事試驗場に於て稻種子の粒選及風選をなし奉仕者に送附すること、
- 一、四月五日頃迄に齋田全部を耕起し且苗代田三畝歩を區劃し畦畔を造り置くこと、
- 一、肥料(鯀粕、硫酸アンモニア、菜種粕、石灰窒素、米糠、過磷酸石灰)は試驗場に於て購入を斡旋し成分分析をなしたる上米糠、鯀粕は四月九日迄に、其の他の苗代肥料は四月十六日迄本田肥料は五月二十日迄に奉仕者に送附すること、木灰は四月七日迄に奉仕者より試驗場に送附し試驗場にて成分分析をなすこと、堆肥は五月十五日迄に奉仕者より試驗場に送附し試驗場に於て成分分析をなすこと、肥料の購入に就ては販賣者の身元調査をなすこと、齋田隣接田(凡五反歩)には齋田の植付と同時に植付けを

なすこと、苗は一反歩分は齋田の餘苗を用ひ殘餘は齋田隣接地共同苗代田に於て特に之れを仕立つること、

- 一、農具及消耗品は苗代用本田用收穫調製用の三種に區分し田植前に夫々修補せしむること、
- 一、耕作従事者は四月下旬耕作上の心得に關し約二日間の講習をなすこと、
- 一、粒撰の方法に就ては收穫期前學校生徒に對しては學校に於て技術員出張の上練習をなさしめ青年會に對しては各青年會外二名の代表者のみを招集し練習をなすこと、
- 一、精穀機の据付は九月中旬までに終了の上精白試驗をなすこと、

第三項 主 基 齋 田 耕 作 設 計 書 (大正四年三月十一日決定)

種 子

- 一、選 種 種子は再三唐箕に掛け風選を行ひ特徴の異なりたるもの粒形小にして不正なるものを除く爲め粒選を行ひ更に撻水選をなす、
- 二、浸 種 種子は一反歩に付き三升の割となし四月十三日桶浸となし温度の變化なき場所に置き毎日水を交換す、

苗 代

- 一、苗代整地 苗代は四月十七日土塊を碎き發芽の障害となるべきものは之を除き更に翻き返して細碎し豫て準備せる腐熟水肥を施し水を澆漑して畔塗準備をなし翌十八日畔塗り、代掻き、ムクチ入れ又代掻きをなし大体幅四尺の短冊形に仕切り置き翌十九日丁重なる短冊形に仕上げ當日直に覆簀を苗代の周圍

に繞らし害虫の浸入を防ぐものとす、

二、播種期 四月二十日とす、

三、播種量 一坪に付二合播となし下種後鍬を以て軽く種子を押し適度に土中に埋め込み後ち水を灌溉す、

四、苗代管理 播種後四、五日を経て萌芽するに至れば晴天を見計ひ芽乾をなし夕方又灌水す而して下種後約十日間を経て雑草の發生を豫防する爲め粗殻灰を土面の見わたる程度に施し苗の二、三寸に成長するに至れば全く水を排除し爾後灌水することなく乾燥度に過ぐるに至れば時々適宜の水を灌溉して濕氣を與へ苗をして強健に育成す、

五、苗代害虫驅除 苗代の周圍には菝葜を繞らし害虫の浸入を防除し浮塵子發生の場合は一反歩に付石油一升乃至一升五合の割合を以つて注ぎ驅除を行ふ、

六、苗代肥料 肥料は元肥のみに止め可成追肥を施さず其の種類及び用量左の如し、

肥料名	一反歩用量	窒素	磷	酸	加里
米糠	二八、一二五	〇、四五〇	〇、三三七		〇、三一八
硫酸アンモニヤ	五、〇〇〇	〇、四五〇	〇、一五八		〇、〇四〇
木灰	一、五〇〇	〇、三〇〇			〇、〇四〇
精過磷	四、九一四	一			〇、三四四
精過磷	三、五二五	一		〇、七〇五	一

計	一	一、二〇〇	一、二〇〇	〇、七〇〇
---	---	-------	-------	-------

備考

加里成分の割合少なきも雜草豫防のため多量の粗殻灰を施すを以て之れが補給充分なるべし尙三成成分用量は左表によりて之が計算せり

肥料名	窒素	磷	酸	加里
米糠	一、六〇〇%	一、二〇〇		一、一三〇
硫酸アンモニヤ	九、〇〇〇	三、一六〇		〇、八〇〇
木灰	二〇、〇〇〇	!	!	〇、八〇〇
精過磷	一	二〇、〇〇〇	!	七、〇〇〇

施肥法

米糠糠粕は四月十日豫て準備せる容器に適宜の水と混和醗酵せしめ水肥となして之れに硫酸アンモニヤを混合し整地の際施し精過磷酸は水肥施與後直に散布す又木灰は下種後約十日間の後粗殻と混合して同時に施すものとす、

除草 播種後移植までの間に於て時期を見計ひ三回之を行ふものとす、

一、整地 本田

五月中旬馬肥にて掻き土塊を碎き更に耨き返して水を灌漑し畔を塗り代掻きムクチ入れ又代掻きをなし土地の高低を能く均らして肥料を施し挿秧す、其の作業豫定左の如し、

- 五月十八日 馬肥にて碎塊す（此時木灰石灰窒素の全量を悉施す）
- 五月十九日 右に全じ
- 五月二十日 耨き返をなす（此の時堆肥の全量を悉施す）
- 五月二十一日 右に全じ
- 五月二十二日 右に全じ
- 五月二十三日 水を灌漑し代掻き畔塗準備をなす
- 五月二十四日 代掻きムクチ入れ畔塗仕上げをなす
- 五月二十五日 灌水代掻き畦塗準備をなす
- 五月二十六日 代掻きムクチ入れ畦塗仕立上をなす
- 五月二十七日 灌水不十分なる處に灌水午前十時より代掻き施肥（大豆粕硫酸アンモニア油粕 精過磷酸）

二、挿秧

植付は五月二十七日田植式、當日午前二時より、田植準備に着手す、苗は特に生育良好にして強健なる

三、除草

ものを選抜し、定木を以つて一步に付き四十八株、一株四本宛とし、東西一尺南北七寸五分距離に挿秧するものとす、

植付後七日目毎に之を行ひ、最初一回は手取となし、爾後二回は除草器を用ひ、次は又手取となし、最後の一回は水を落して手取となし、爾後灌漑を中止して中乾をなす、其の期間は五日間乃至七日間位とす、

四、肥料

肥料は元肥のみとなし、植付の際全部施與す、其の種類及用量左の如し、

肥料名	一反歩用量	窒素	磷	酸	加里
堆肥	一〇〇、〇〇〇	〇、二〇〇		1	1
石灰窒素	一、五〇〇	〇、二三五			
大豆粕	五、〇〇〇	〇、三五〇	〇、二一〇		〇、一一八
菜種油粕	五、〇〇〇	〇、二一五	〇、〇四三		〇、〇七〇
硫酸アンモニア	一、五〇〇	〇、三〇〇		1	1
精過磷酸	七、一八〇			一、四三六	1
木灰	一八、七四三	一、三〇〇		一、五〇〇	一、三一二
計					一、五〇〇

三成分量は左表によりて計算せり

肥料名	窒素	磷	酸	加里
堆肥	〇、一九〇			
大豆粕	七、九七〇	一、六三〇		二、三六〇
菜種粕	五、〇〇〇	二、三五〇		一、四一〇
硫酸アンモニヤ	二〇、〇五〇			
精過磷		二〇、六四〇		
木灰				
石灰	二〇、三八〇			七、〇〇〇

五、施肥法

石灰窒素及び木灰は同時に五月十七日碎塊の際に施し、堆肥は五月十九日撒布して耙き込みとなし、大豆粕、菜種油粕、硫酸アンモニヤ、精過磷酸は之れを混合して全く整地の終りたる後之れを一様に撒布す、

六、灌漑

灌漑水は常に浅水(約二寸位)を主とするも、植付當時活着する迄は稍々深水(三寸位)とす、出穂後穂の垂下する頃よりは全く排除し、爾後土地乾燥の程度を見計ひ適宜の水を灌漑す、

七、害虫鳥驅除

五月二十六日より七月五日まで、誘蛾燈を本田の周圍接田に拾個を点火し、六月十日頃より七月上旬迄隔日に螟蛾の採卵を行ひ、浮塵子發生の場合は一反歩に付石油一升五合乃至二升五合を注ぎ驅除を行ふ、七月中旬よりは五日毎に心枯莖を、出穂後は十日毎に被害莖の拔除に努め、尙出穂後約三十五日間は毎日竹製の鳥追を以つて害鳥の驅逐をなす。

八、雜草の拔取

出穂當時五日間乃至七日間は雜穂の拔取をなし、且稗類の雜草を除くものとす。

收穫、調製

- 一、稻刈取 九月廿四日頃熟度を精査し、適當の時期に於て晴天を見計ひ、一日間に刈取るものとす、但し生育不良と認むる部分は收穫前に刈取るものとす、
- 二、稻架 稻架は短架式を用ひ、二間毎に三ツ又を設け之れに竹を渡し、壹間毎に二本の支柱を設け壹反歩に付約六十間として、總計二百十間を準備するものとす、
- 三、稻乾燥 稻刈後直に六株位を一握りとし、三握りを一把となし、藁を以て丁寧に束ねたるものを稻架に掛け、約五日間(雨天二日見込)乾燥す、
- 四、稻扱 稻扱は適當なる木箱を造り、稻扱を裝置し、扱き、落したる扱は收納舎に收藏す、
- 五、粃乾燥 粃乾燥臺を作り乾燥す、其の臺は一間に付長三尺位の杭六本を打ち込み、之に厚さ六分、幅一寸、長さ六尺の板を打ち付け、上方の中央部に前同様の板を渡し竹簧を布き棚となし、藪一枚に付

一斗の粃を入れ、午前九時より午後四時迄乾燥す、其の間に於て乾燥の程度を一樣ならしむる爲三回位攪拌す、但し光熱の強き日には正午より午后二時まで蓆を疊み急激の乾燥を防ぐものとす、

六、調製 粃の乾燥終らば籾敷を行ひ、常法の如く籾摺をなし、米穀選別機によりて屑粹米を除くものとす。

精 白 其 他

一、精 白 一番摺の玄米は清水式及敷島式精穀機に約二十回掛け、更に村上連座精穀機に掛け、十五時間白搗き、三時間毎に一回除糠を行ふ、

二、布 磨 白搗を終りたる精米は、白木綿にて製せる長さ四尺の袋に精米五合を入れ、粒選場の一部に竹柱を建て、横竹を結縛し横竹より藁繩を吊し、之に長さ六尺の竹を地上約三尺の所に結付けたるプランコ体の磨擦器九組を作り、一組二十二袋を結び付け、二人相對して前後に振動磨擦す、其の時間は約七時間とす、

三、粒 選 布磨きを終りたるものは粒選場に高さ一尺、幅四尺、長さ一間毎に約二寸角の杭を建て、之れに厚さ八分位の板を架し、釘を以て固定して長さ六間とし、臺と臺との間を五尺とし二人相對して粒選をなすべきもの七臺を作り、其の上白布を敷き、黒盆の上にて胴割米、腹白米、碎、石、不正米、其の他の雜物を竹籠にて除き、更に之れを絹袋二個に五合宛入れ、前記同様の方法にて再磨擦を行ふ、其の時間は約二時間とす、

四、精選米 再磨擦を終りたる粒選米は獻納米壹石、豫備貳斗、合計壹石貳斗にして白米箱四個に收め

て保管す、但し雨天打續き作業進捗せざる場合は豫備米は準備せず、
稻成熟後の作業日割左の如し、

第四項 乾燥調製日割明細表 (大正四年八月廿八日決定)

九月十九日	畦側の稻收穫、稻架の組立
九月二十日	收 穫 午前中に刈伏、午后四時より架を始め同十二時迄に全部終了
九月二十三日	生育不良の稻收穫
九月二十四日	收 穫 午前中に刈伏、午後四時より架干を始め同七時迄に全部終了
自九月二十五日 至九月二十九日	架 干 籾乾燥臺の組立
九月二十六日	稻 扱 扱落したる籾は即日收納舎に納む
自九月三十日 至十月一日	稻 扱 扱落したる籾は即日收納舎に收む
自十月二日 至十月九日	籾 乾 (籾量約十四石)十月三日に乾燥を終り二日間收納舎内に貯藏し籾摺の場合に於ける胴割を防ぐ
十月十日	籾 摺 壹番摺(玄米約五石六斗)を十分選別して精白場に運搬す
自十月十日 至十月十二日	精 白 壹回分八斗とし之れを七回に精白すること左の如し

回数	第一回	第二回	第三回	第四回	第五回	第六回	第七回
敷島精穀器	自十月十日午後五時	自十月十日午後六時	自十月十日午後三時	自十月十一日午前八時	自十月十一日午前九時	自十月十一日午後六時	自十月十二日午後一時
村上四連座精穀機	自十月十日午前九時	自十月十日午後二時	自十月十一日午前一時	自十月十一日午前六時	自十月十一日午後二時	自十月十二日午前八時	自十月十三日午前六時

布磨 精白總量四石八斗(約一割五步減)を布磨をすること左の如し
 第壹回精穀分七斗を七十人にて貳回に行ふ(壹回一人五合宛とす)

回数	第一回	第二回	第三回	第四回	第五回	第六回	第七回
粒選	自十月十二日午前九時	自十月十三日午前九時	自十月十四日午前九時	自十月十五日午前九時	自十月十六日午前九時	自十月十七日午前九時	自十月十八日午前九時
精穀	自十月十二日午後八時	自十月十三日午後八時	自十月十四日午後八時	自十月十五日午後八時	自十月十六日午後八時	自十月十七日午後八時	自十月十八日午後八時

第貳、第參回精穀分一石四斗を九十四人にて四回
 第四、五、六、七回の精穀分二石七斗を百八十人にて參回
 總計三百四十四人

一人一合宛百七十五人にて一斗七升五合選出(第壹回分)
 一人一合宛三百五十人にて三斗五升選出(第貳、參回分)
 一人一合宛六百七十五人にて六斗七升五合選出(第四、五、六、七回分)
 總計千二百人

午前再布磨午後納櫃、氣象觀測終了

十月十六日	發送	縣廳へ到着、京都へ發送
十月十八日	京都到着	

第五項

雨天の場合に於ける收穫乾燥調製日割明細表

- 一、九月二十日 收穫以後十月五日まで雨天の見込、
- 一、十月六日 稻扱き、
- 一、自十月七日 粃火力乾燥、(半量六石五斗以下皆半量を調製の豫定)
- 一、至十月九日 粃摺り、
- 一、十月十日 粃摺り、
- 一、十月十一日 精白、午后より總量二石四斗を精白すること左の如し、(壹回分玄米八斗)

回数	敷島精米機	村上四連座精米機
第一回	十月十日正午より午后四時まで	十月十日午后五時より十一日午前八時まで
第二回	十月十日午后五時より同九時まで	十月十日午后十時より十一日午后一時まで
第三回	十月十日午后十時より十一日午前二時まで	十月十一日午前九時より午后十二時まで

- 一、十月十一日 布磨、午前十一時より午后四時まで七十人にて二回七斗布磨、
- 一、十月十二日 布磨、午前二時より同六時まで百四十人にて二回一石四斗布磨、
- 一、十月十二日 粒選、午前八時より午后五時まで千五十八人にて一石五升粒選、

第六項 記載例

農場日誌記載例

何月何日、

晴天、曇天、雨天、風力、風向等、寒暑の模様を詳記す、

男何人、女何人、何々の作業をなす、

生育の状況、風水旱害、病蟲害の發生等著しき事項を其の都度詳記す、

作況報告例 其一

作況報告 (苗代期)

- 一、播種期 何月何日、
- 一、發芽期 何月何日、
- 一、發芽整否 甚不整、不整、稍不整、中、稍整、整、甚整、(目測による)
- 一、苗の剛柔 甚剛、剛、稍剛、柔、稍柔、甚柔、(觸感による)
- 一、苗の細太 甚細、細、稍細、中、稍太、太、甚太、(目測による)
- 一、草丈 寸、分、厘、(中庸の生育のもの三十本平均)

一、色
摘要

黄緑、淡緑、緑、濃緑、

作況報告例 其二

作況報告 (生育期)

三十株平均、(地上より葉先までを測る)

甚細、細、稍細、中、稍太、甚太、(目測による)

黄緑、淡緑、緑、濃緑、(目測による)

分、厘、

尺、寸、分、厘、

三十株平均、

一、草丈
一、莖稈の細太
一、葉色
一、葉幅
一、葉長
一、一株莖數
一、病蟲害の多少
摘要

作況報告例 其三

作況報告 (成熟期(出穂以後))

三十株平均、(地上より穂首まで)

三十株平均、

甚細、細、稍細、中、稍太、太、甚太、(目測による)

三十株平均、

三十株平均、

一、葉幅
一、葉長

分、厘、
尺、分、厘、

一、出穂
出穂始
出穂期
出穂揃

出穂の始めを記す、
全体三分の一出穂の時を記す、
全く穂揃のときを記す、

一、倒伏の難易

一、病蟲害の多少

一、成熟期
摘要

稈黄色を呈し穂も亦黄變せるとき、

作況報告例 其四

作況報告 (收穫當時)

三十株平均、

三十株平均、

甚細、細、稍細、中、稍太、太、甚太、(目測による)

- 一、稈長
- 一、一株莖數
- 一、稈の細太
- 一、稈先の色
未熟
成熟
- 一、護穎の色
未熟
成熟
- 一、籽の色
未熟
成熟

- 一、倒伏の難易
- 一、病虫害の多少
- 一、穂長
- 一、一穂の粒数
- 一、一株穂の重量
- 一、籾毛茸の粗密
- 一、籾 長
幅
形状
- 一、籾千粒の重量

三十株平均、

収量調査報告例

収量調査報告

- 一、籾の収量
- 一、批の収量
- 一、葉の収量
- 一、完全米の収量
- 一、屑米の収量

(十回秤量最多最少を除き八回平均)
 (十回秤量最多最少を除き八回平均)

- 一、碎米の収量
- 一、籾一升の重量
- 一、玄米一升の重量
- 一、玄米千粒の重量
- 一、腹白の多少
- 一、玄米の色
- 一、玄米 幅
長
形状

精白調査報告例

精白調査報告

- 一、玄米収量
- 一、精白米収量
- 一、糠の収量
- 一、精白米一升の重量
- 一、精白米千粒の重量
- 一、精穀時間

(十回秤量最多最少を除き八回平均)

摘要

布磨及び粒選調査報告例

布磨及び粒選調査報告

- 一、布磨時間
 〔木綿磨〕
 〔絹布磨〕
- 一、布磨一回の容量
 〔木綿磨〕
 〔絹布磨〕
- 一、布磨總數量
- 一、布磨總人員
- 一、精白米一升に對する粒選時間
- 一、精白米一升に對する屑、碎米數量
- 一、精白米一升に對する胴割米數量
- 一、完全粒選米千粒の重量
- 一、完全粒選米一升の重量

摘要

注意

報告例其の一は播種後十日目(四月二十九日豫定)二十日目(五月十日豫定)三十日目(五月二十日豫定)の三回、其二は五月三十一日、六月十日、六月二十日、六月三十日、七月十日、七月二十日、七月三十一日、八月十日、八月二十日の八回、其三は八月三十一日、九月十日の

午前十時觀測主基齋田氣象表

報告主任者

月日	事項	乾球 攝氏	濕球 攝氏	濕度	最高 溫度	最低 溫度	較差	田水 溫度	蒸發 量(耗)	風力	風向	雲量	天氣	雨量 量(耗)	雪	記事摘要
一日																
二日																
三日																
四日																
五日																
六日																
七日																
八日																
九日																

二回、其四は九月二十日の一回調査し之に氣象觀測表を添付し知事、郡長宛の二通を作り知事宛は郡を経由すること、
 但し特別の事情ありたるときは電報又は態夫を以て知事及び郡長に報告すること、

第七項 品種の選定

第一目 選定の方法

品種の選定は齋田奉仕中、最も苦心したる事項にして其の決定に關しては大正三年二月敕定の令達せらるゝと共に慎重なる調査をなし、同年二月九日縣に於て關係者協議會を開き、十月五日以前に成熟すべき品種の撰擇をなすべく、縣立農事試驗場技師清田信一氏來郡、郡内に於ける品種の調査方申込ありたるに依り、直に樗木、三浦の兩郡農業技手及黒川縣農業技手を郡内各村に派し、調査の結果、早生鷹尾及び田中撰の適當なることを認め、樗木技手見本品を携帶し縣廳へ登廳し縣に於て審査し、本郡提出の早稻鷹尾及び田中撰の二種を齋田用種子に採用すべきに付種子の送付方通知あり、仍て郡長は種子所有者陶村新名太樓、岩部專藏、龍宮村瀧喜平、杉山佐代次(以上鷹尾)、山田村津山龍太郎(田中撰)より現品提出せしめ、種子は新調の布袋に入れ縣へ送付し、縣は縣立農事試驗場の見習生をして丁寧なる粒撰をなし、特性の統一を計り、下種の準備中、四月十日長くも大葬に遇ひ、大禮使官制は廢止と共に、齋田耕作の中止せらるゝに當り、知事は齋田の一部を新嘗祭獻穀米の栽培地に指定し、同四月十五日齋田存置の通牒に接したるに依り、齋田の内四畝歩は新嘗祭供御田とし、五月二日苗代一坪に四合づ、播種し、六月十八日一株八本、一坪五十六株に播種し九月二十三日刈取り、稻架に掛け乾燥し、同二十六日扱落したる後、三日間筵干をなし、十月六日籾摺を行ひ、同八日、九日の兩日精搗、布磨をなし、粒選を了し、十月十五日耕作者より縣へ發送せり、而して供御田以外に四畝宛二區を設け、齋田栽培の鷹尾及び田中撰の採種田に供し、殘餘の土地は郡農會依託の採種田となし、雄町を栽培し、之れを郡内及び村内の希望者へ交換配付せり、而して齋田採種用として栽培したる

鷹尾、田中撰の二種は、五月二日苗代一坪に付二合とし、健全なる苗を仕立、六月十八日一坪五十六株、一株一本植とし、八月廿二日出穂當時嚴密なる調査をなし、變種又は混種を除去し、尙ほ成熟前特性を調査し變種を分離し、齋田種子に供すべき豫定なりしも、鷹尾種は九月十四日の暴風雨に倒伏し被害甚しく、齋田用として稍々不適當なることを認め、遂に之れを廢種し、大嘗祭に供納すべきは田中撰と決定し、九月二十三日全部の稻株を根より引拔、株毎に其の特性を調査し、純良なるものを選択し扱き落しの後、二日間の筵干を行ひ種子用として收穫せり、其の特性は左の如し。

籾種子 四斗

草丈	稈先の色	芒の有無	稈の細太	出穂の早晚	穂の長	一穂の粒數	一株の莖數
四、三〇	赤	無	中	最 早	七、五 ^寸	一一八 ^粒	一一三 ^本
四、一〇	白	有	稍 太	稍 晚	九、〇	二三七	一一三
三、八〇	白	有	中	最 晚	七、五	一四五	一一三
三、一〇	白	有	中	稍 晚	八、二	一七二	一一二
三、一五	赤	無	太	中	七、五	一四九	二二二

(標準)

以上の調査に依り異種を除き、純良なるもののみを採種したりと雖も、尙ほ研究を要すべきことを認め、更に協議會を開き、各種の材料に依り調査研究を重ね、農商務省農事試驗場畿内支場に於て、最近育成の早生五號に變更の議起りたり、然るに同種は成熟期に關し尙ほ懸念すべきものあり、茲に於て縣は園田農事試驗

千粒の重量	一升の重量	脱心	外	玄	玄	玄	玄	玄	玄	粗	粗
精米	精米	粒	白	白	色	状	厚	幅	長	状	色
十二	二	四	三	二	難	無	稀	帶	長	二	二
七十	十	百	百	百				銀	形	耗	耗
瓦一	五	八	四					純	小	〇	〇
六	瓦	十	十					白	粒	〇	三
	二	一	二							七	七
	六	九	九							形	五
										二	二

本種は農商務省農事試験場畿内支場に於て、明治四十一年關取種と神力種とを交配し、明治四十三年固定せる新品種にして、大正元年縣立農事試験場に於て、原種の配付を受けて試作し其の結果、稈強剛にして倒伏し難く且つ病蟲の被害少なく、立毛美にして品質優良、粒形小にして早熟種として收量多き良種なるを認め大正二年より當業者に種子を配布して、其の栽培を擴めつゝありしものにして、主基齋田用稻種として採擇せらるゝに及び國の光と命名せられたり。

第三目

主基齋田御用稻種子國の光(早生五號)來歴及び命名

收量 百三十九貫八百匁
 二石四斗六升四合

第六項 齋田作業人夫豫定

作業事項	日數	男女別員數	摘	要
粒選	三日	男三十人		
澆水選	一日	男二人		
苗代整地	四日	牛男三十四人	畔塗五人、整地五人、施肥一人、種蒔三人	
護簀張	一日	男四人		
苗代灌漑及害蟲驅除	三十五日	男十七人五分	苗代期間毎日半人宛	

苗代除草	二日	男	十人	
本田整地	九日	牛男	二十四人	畔塗七人、鋤返五人、代掻三人、ムクチ入三人、代掻二人、隅均し四人
植付	二日	女男	三十二人	植付女二十人、苗拔女十人、苗運男四人、植付監督八人
施肥	一日	男	四人	
本田採卵		男	二十五人	植付後隔日採卵
澆排水及見廻り	七十日	男	三十五人	植付後出穂以後毎日半人宛
除草	五日	男	二十五人	一日五人宛
灌漑	三十日	男	二百七十人	植付後二日目に一回宛八人、外に雑業一人
被害莖拔取		男	三十人	
白穂拔取		男	三十六人	一反歩十人宛
雜穂拔取		男	十二人	一回三人宛四回
害鳥追ひ	三十五日	男	三十五人	出穂以後收穫まで毎日一人
稻刈	一日	男	十二人	一人約三畝歩宛
稻架造	二日	男	八人	一反歩に付約二人宛

稻把作り及架干	一日	女男	八十人	一人平均二畝歩宛
稻扱	二日	女男	十六人	女一人一日三畝歩宛、男は運搬其他の雑業
稻乾燥	二日	男	五十八人	一斗の稻二回出入十分を要する見込み(十五石分)
籾簾	一日	女男	三人	唐箕女一人、籾入女二人、籾運搬男二人
籾摺	一日	女男	九人	籾摺男五人、唐箕女一人、籾入女一人、下集め男二人、万石男一人、米簾男女二人
精白	二日	男	十人	
布磨	一日	男	四百人	一人一回五合二時間磨き一日三回(六石分)
粒撰	三日	男	二千人	一石に付千人
計		牛女男	七五十七人	三九十二人五歩頭

第九項 農具及器具
第一目 主基齋田農具寄附者氏名

品目	数量	郡町村名	氏名
筵	五枚	綾歌郡端岡村	大谷勸進共同苗代組合

同	三	苗	唐	棒	牛	同	同	同	同	同	同	耕牛用	同
柄	ッ子	擔籠	鉞柄		綱	下鞍	角卷	鼻子繩	首輪	糞受器	鼻輪	ユタン	鞍輪
一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	二	一	一	一
挺	挺	荷	本	本	筋	個	筋	筋	個	個	個	枚	個
同	同	同	同	綾歌郡山田村	同	同	同	同	同	同	同	同	綾歌郡産牛組合
同	同	同	同										代表者
萱原彌三郎	岡田仁平	大三島永吉	小笠原房吉	萱原彌三郎	同	同	同	同	同	同	同	同	小田伊三郎

同	耕牛用	笠	唐	飼	筵	バ	鎌	苗	馬	杓	粃	繩	牛
下鞍	鞍	(雨用)	鉞	葉切		ケッ		擔籠	鉞	(二升入)	浸桶		鉞
一	一	十七	一	一	五	三	二	一	一	二	二	一	一
組	個	枚	挺	挺	枚	個	挺	荷	挺	本	個	一	挺
綾歌郡山田村	香川郡鷺田村	同山田村	同	同端岡村	同瀧宮村	同山田村	同宇多津町	同	同	同	同山田村	同造田村	綾歌郡千正村
有岡谷次	岡勝次郎	山田村青年會東分支會	同	山下近次	瀧宮村青年會	花房財市	黒井熊太郎	三角龍五郎	庭瀬次郎	森保太郎	長尾伊太郎	青年會	猿飼清助

同	鎌 (稻刈用)	旅 (一斗入)	手 箒	棕 栝 繩	同	同	同	同	同	筵	同	吹	同
二	二	三	十	二 百	五	五	十	二	六	二 十 二	五	六	五
挺	挺	個	本	間	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
飯 野 村	宇 多 津 町	山 田 村	西 庄 村	美 合 村	加 茂 村	金 山 村	松 山 村	栗 熊 村	畑 田 村	川 西 村	加 茂 村	林 田 村	同
三 井 兵 太 郎	黒 川 熊 太 郎	川 田 雪 次	西 庄 村 青 年 會	勝 川、中 通 兩 青 年 會	加 茂 村 青 年 會	江 尻 青 年 會	松 山 村 青 年 會	内 海 芳 太 郎	畑 田 村 青 年 會	川 西 村 青 年 會	加 茂 村 青 年 會	林 田 村 青 年 會	端 岡 村 青 年 會

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	筵	畚	蓑	小 槌	同	銚 鍬
五	六	五	五	五	四	十	五	五	一	十 七	一	一	一	一	一	一	一	一
枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	荷	枚	個	挺	挺
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	綾 歌 郡 山 田 村
端 岡 村	土 器 村	富 熊 村	羽 床 上 村	府 中 村	法 勳 寺 村	飯 野 村	林 田 村	羽 床 村	山 田 村	西 分 村	千 疋 村	同	同	同	同	同	同	同
端 岡 共 同 苗 代 組 合	土 器 村 青 年 會	富 熊 村 青 年 會	羽 床 上 村 青 年 會	府 中 村 青 年 會	法 勳 寺 村 青 年 會	飯 野 村 青 年 會	林 田 村 青 年 會	羽 床 村 青 年 會	馬 場 貞 吉	西 分 村 青 年 會	榎 木 繁 次	小 笠 原 房 吉	岡 田 澤 平					

水源池 樋木	一	組	同	同	川西宇太郎
棒	一	本	同	川津村	佐藤喜三
鍬	一	挺	同	金山村	山崎四郎
棒	一	本	同	同	同
粃白摺	一	臺	同	西庄村	野田文次郎
誘蛾燈	一	個	同	府中村	高見兼次
除草器	五	挺	同	飯野村	三井兵太郎
鍬	一	挺	同	山内村	福井良助
同	一	挺	同	府中村	原田清三郎
清水式精米機	一	臺	同	大阪市西區九條中通一丁目	廣瀬小六
今橋式敷島精穀機	一	臺	同	大阪市西區江戶堀北通二丁目	今橋芳松
村上四連座精穀器	二	臺	同	廣島縣深安郡福山町	村上邦三
瓦斯發動機十馬力	一	臺	同	大阪市北區上福島二丁目	伏田清三郎
帶革(使用のみ)	一	揃	同	大阪市平野町二丁目	多田千吉

繩	一	千間	綾歌郡千正村	千正村青年會
同	一	千間	坂出町	坂出町青年會
同	一	千間	栗熊村	栗熊村青年會
竹(四寸廻)	百三十七本	同	粉所村	木場登四太郎
繩	二千間	同	山内村	山内村消防組
同	一千間	同	羽床村	羽床村青年會
同	一千間	同	府中村	府中村青年會
稻扱	一	挺	備後國福山町	中島八十次
同	二	挺	綾歌郡進農會	代標表者 龜次郎
白モス布	一	丈	山田村	萬谷久吉
苗籠紐	四	筋	同	森盛一
同	四	筋	同	桑島
水源池周圍柵手傳	五人役	同	同	川西宇太郎
笠(雨用)	二	枚	同	森和正

唐	鍬	一	挺	三〇〇	綾歌郡山田村	山下松太郎
靱浸大桶	一	個	一、〇〇〇	同	渡邊米造	
三ッ子柄	一	本	一、五〇〇	同	川井新平	
三ッ子	一	挺	二、五〇〇	同	山地下松太郎	
鍬	一	枚	二、八〇〇	同	山下松太郎	
鍬	二	挺	一、四四〇	同	福井澤太	
レ	二	挺	三、四〇〇	九	津村源吉	
ホ	二	挺	三、〇〇〇	同	同	
土	一	荷	一、二一〇	綾歌郡山田村	花房財市	
小	二	個	四〇〇	同	氏田時次郎	
小	二	個	六〇〇	同	同	
稻	四	個	五、六〇〇	同	同	
量器一斗柄	一	個	一、七〇〇	高松市塩屋町	東陽會社	
同	一	個	三、五〇〇	同	同	

無煙炭	千	斤	大阪市北區安治川通り一丁目	若田虎三郎
唐	一	臺	大阪市東區農人橋二丁目	京屋七兵衛
稻	一	個	愛知縣播豆郡西尾町	青山大三郎

第二目 主基齋田農具買入表

品目	數量	價格	郡町村名	氏名
耕牛飼桶	一個	六五〇	綾歌郡山田村	大西金次
一斗桶	二個	一、〇〇〇	同	三角秋次
棒	一本	七〇〇	同	川井新平
鍬柄	一本	一、五〇〇	同	同
鉈	一挺	三〇〇	同	山下松太郎
同	一荷	一、三五〇	同	大西金次
同	一荷	一、九〇〇	同	川井綾吉
耕牛飼桶	一個	七〇〇	香川郡圓座村	和泉宇平
耕牛鞍附属品	一揃	三〇〇	綾歌郡山田村	岩瀬彌平

草削柄	草削	枯莖切鉄	枯莖取用籠	寒暖計	收納錠	齋田御用烙印	建篩	碎拔篩	唐鋏	捕蟲網	水量標	同金櫛	耕牛用毛櫛
一本	一個	三個	三個	一個	二個	一個	一臺	一臺	一挺	二備	十枚	一個	一個
、一六〇	、三〇〇	、一五〇	、五〇〇	、九〇〇	、一二〇	、四〇〇	、三、五〇〇	、三、八〇〇	、三〇〇	、九〇〇	、二、〇〇〇	、一〇〇	、三〇〇
同	同	高松市	綾歌郡山田村	東京京橋區銀座町	高松市	同	同	香川郡栗林村	綾歌郡陶村	香川郡栗林村	高松市兵庫町	同	高松市
川井新平	岡田仁平	宮本芳太郎	氏田時次郎	玉屋商店	宮本芳太郎	藤井忠藏	中山源太郎	丸山政善	福家芳助	鈴木奎郎	山下喜代次	同	藤田嘉平

熊手	塵取策	杉製木箱	田植定木	益蟲保護器	誘蛾燈	鍔	同卷尺	同一尺	度器六尺	衡器十二貫臺秤	斗概大中小	同	同
一本	一個	一個	三個	二個	十個	三個	一個	二個	一個	一個	三本	十個	十個
、〇六〇	、〇七〇	、二〇〇	、四、五〇〇	、九〇〇	、六、〇〇〇	、八四〇	、二、八〇〇	、〇八〇	、五七〇	、一二、九〇〇	、二四〇	、一、五〇〇	、二、九〇〇
同	同	同	木田郡平井村	同	香川郡栗林村	高松市四番丁	同	同	同	同	同	同	同
後藤時次郎	森保太郎	金瀧秀藏	串田太市	同	鈴木奎郎	宮本芳太郎	同	同	同	同	同	同	同

土地鉢	四 個	、六五〇	香川郡栗林村	高橋マサ
同 精白米入箱 (一石入)	三 個	一一、一〇〇	同	同
同 粒選米入箱 (四斗入)	三 個	一五、〇〇〇	同	同
白木製箱 (二斗入)	八 個	六、四〇〇	同	同
水量標	十 本	二、〇〇〇	同	同
黒板拭	一 個	、一五〇	同	同
黒板	一 個	一、五〇〇	高松市兵庫町	山下喜代次
鹽水用金網	一 個	一、〇〇〇	綾歌郡坂出町	中井小三郎
千石篩	一 臺	、五〇〇	高松市藤塚町	中山源太郎
稻扱	五 挺	八、五〇〇	同 富熊村	水澤竹三郎
同	五 挺	、九〇〇	同 山田村	山下松太郎
稻刈鎌	十 挺	二、〇〇〇	同 飯野村	三井澤義
三角定木	一 挺	、二〇〇	同	藤本芳次
土擔畚	五 荷	、五〇〇	綾歌郡山田村	道外房一財名市

曲物	二 個	、七〇〇	同	本津政太郎
木綿製磨袋 (長三尺五寸 幅四寸五分)	六五〇		高松市西通町	加島明治
絹製磨袋 (長三尺五寸 幅四寸五分)	四〇		同	同
白米入袋 (長九寸 幅四寸)	三五〇		同	同
同屑米入袋 (長八寸 幅三寸五分)	三五〇		同	同
粒選米入袋 (長六寸七分 幅二寸七分)	三五〇		同	同
粒選用盆	一、三八九	三〇八、三五〇	高松市野方町	坂本
粒選用篋	一、三八九	二〇、八三五	同	同

第十項 耕牛の購入

主基齋田の耕耘整地に使用すべき畜牛は、血統正しく且つ強健温順なる良牛を購入せしむべき方針を以て、之が調査選定を縣郡技術員に於て行ひ、遂に左記のものを適當と認め購入し、千代號と命名せり。

一元所有者

香川縣綾歌郡瀧宮村

一、種 類
 一、性 色
 一、年 齡
 一、體 測

和 種
 牝 色
 黒 色
 明治四十四年七月六日生(明て六歳)
 肩 高 四尺一寸五分
 十字部高 四尺二寸
 肩 幅 一尺四寸
 胸 圍 六尺一寸四分
 腹 圍 七尺三寸(妊娠七ヶ月)
 腰角幅 一尺六寸
 尻 長 一尺六寸
 腕 幅 一尺四寸五分
 坐骨幅 九寸四分
 肘 下 二尺二寸五分
 飛 下 一尺六寸
 體 長 五尺五分

一、産 地

岡山縣備中國阿哲郡新見町大字高尾向田
 齋 木 國 三 郎 方 生 産

一、血 統

岡山縣阿哲郡新見町大字高尾
 横 田 銀 藏 所有内國種(岡山縣一等賞受領)
 岡山縣阿哲郡新見町大字高尾向田
 齋 木 國 三 郎 所有内國種(明治三十九年産)

一、經 歴

大正元年十二月二日、生産者より阿哲郡新見町宮脇助市へ、同二年三月十九日、上房郡高梁牛市場を経て、香川縣香川郡川岡村、瀧瀧三郎へ、同三年十月、綾歌郡瀧宮村、津村市次方へ順次轉々飼育され、同四年四月十三日、綾歌郡産牛組合主催、第四回畜牛品評會へ出陳し、縣より壹等賞を受領せり、之れと同時に御田植耕牛に供して、適良なりと鑑定の結果選抜、遂に其の日を以て千代號と命名し、同郡山田村齋田奉仕者、岩瀬辰三郎方に飼養せらるる所となれり。

一、不淨防止

耕牛の糞便の排泄に依り、齋田を汚すべきを慮り、使役の前に於て特別の飼養法を施して、糞尿の排泄、回数及び其の量を制減し、尙排泄を催す場合には、グッズ製、長柄杓様の糞受器を以て之れを採取し、不淨物の混入をなからしめたり。

一、耕牛の裝飾

御田植耕牛の裝飾法に關し、特に記録の徵すべきものなきも、本邦畜牛裝飾の沿革と、其の術の發達せる大阪府下堺地方、其の他の口碑傳説等に鑑み、高松市内にて調製せしめたる装具は、齋田地所在の綾歌郡産牛組合より寄贈する所となり、其の鼻輪は朽木青貝入、両端朱塗

左右に渡金せる奉仕者の紋所(昇藤三階松)金具を打ち、褌は覆輪の淺黄と白を揃ひ合せ、角巻は中央に白く紋所の入りたる淺黄天竺木綿を、首玉は緋覆輪(へると)地に左右の定紋附、褌は淺黄天竺木綿、縁は肉色左右両端に白く大なる紋所を附し、角装は御田整地装角法なりと稱し、傳ふる所の法に據り角根に角巻を施し、角間には注連繩を張り、角成形は耕牛選擇上の一要件たりし御田植角(天角)の典型を具へたるが故に、一層壯觀を呈せり、殊に田植式當日の裝飾は大阪府下堺市少林寺町、紙本佐兵衛氏の寄贈に係る裝飾具を用ひ、角巻は紫縮緬中央に金絲の紋所を附し、首玉と褌とは緋羅紗仕立、褌の縁は天鷲絨に四隅金絲の總を附し、両品とも左右大なる金絲の紋所あり、金絲は何れも純金を用られ、金光燦爛として實に美觀を極めたり。

第十一項

耕作従事者心得事項の訓話

大正四年四月三十日、耕作従事者男女全部を郡出張事務所に召集し、耕作上必要なる左記事項を、園田、平野、樗木の三委員に於て分担訓話せり。

禮儀、忌引、衛生、非常時警戒、

園田委員

平野技手

樗木技手

苗代の整地、灌排、施肥、その他の管理、本田の整地、肥料、插秧、灌漑、害虫驅除、除草等、

稲刈、籾乾、籾摺、精白、粒撰、布磨、保管、

而して當日は岡本勸業課長、田淵縣農會副會長、岡田山田村長、高尾山田村事務員等參列せり。

齋田耕作従事者心得

齋田の作業は 皇室の大典に仕へ奉る所以なるを以て、従事者各自左の條項を恪守し誠意事に當り其の任務を全ふすることを期す可し。

- 一、従事者は平素品行を慎み苟も放逸に亘る行爲あるべからず、
- 一、毎日作業着手前盥漱潔齋すべし、
- 一、作業は總て管理者の指揮に従ひ慎重周密なるべし、
- 一、作業に従事する時は作業服を着用すべし、
- 一、作業中は特に言語動作を慎み不敬に亘らざる様に注意すべし、
- 一、作業中は勿論平日と雖疾病其他身体に異常を生し作業に堪はずと認めたるときは其の旨管理者に届出べし、
- 一、従業者の家族中傳染性疾患患者生し或は凶事の起りたる場合は其の旨管理者に届出つべし、
- 一、作業の日程は豫め之を通知す、

第二節 苗代

苗代は齋田の一部を使用すること、し八拾六坪を區劃し、畦を設け整地の結果、蒔坪六拾壹坪貳合壹勺となれり。

第一項 整地

地拵は四月十六日被式終了後、同十七日午前八時着手し、園田、清田、平野、黒川、榑木の四委員、奉仕者、耕作従事者、耕牛等潔齋場前に整列し、上里松隈八幡神社々司の祓を受け、農夫門を開き田内に入り周囲の畦を作り千代號を使役し塊返を行ひ、馬鍬を以て土塊を粉碎し、地面の高低を均し、豫て腐熟せしめたる肥料即ち米糠、糠粕を適當の液肥となし、丁寧に撒布し、水源地より灌漑し、荒畦を塗り横鍬を切り、四月十八日本畦を塗り、ムクチ鋤及び、代掻をなし、此の間極めて水を少なくし、畦幅三尺踏切の溝一尺とし、繩を引き畦の正確を計り、四月十九日、鍬を以て溝を揚げ、完成するの豫定なりしも、同日雨天のため一日延期し、二十日之れを整地し、床面の高低なき様搔均し、鍬を以て均し、両端に稍太き繩を張り、蒔付の準備をなせり、又苗代害蟲豫防のため苗代の周圍に長さ四尺の松丸木を各一間毎に二尺五寸の高さに打込み、三段の横木を結附け長二間幅三尺の蒔簀を廻らし、更に横木を以て結着し、一隅に幅四尺の開戸を設け、耕作従事者の出入を便にし、五月二十四日に至り全く之れを取除けり。

第二項 選種

- 一、粒選 種子は最も優良なるものを得んことに努め、再三唐箕に掛け風選を行ひ、大正四年三月二十七日より四月六日に至る十一日間に亘り、縣立農事試験場にて平野技手監督の許に特性の混同したるものを分離する爲、黒き盆上に少量の籾を入れ、其の特徴の異なるものを精査し、異種と認むべきものを除去し、純良なる籾一斗三升を得、新製の布袋に入れ、更に檜製の箱に納め、奉仕者宅へ送り。
- 二、澆水選 四月十三日午前十時より園田、榑木、黒川の各委員監督の許に奉仕者及耕作従事者二名を以て澆水選に着手し、浸桶選種用の桶二個を用意し、桶に坂出町須崎源次郎特に謹製寄附したる食澆を

溶解し、比重一、二三の濃度となし、金網製の籠に籾を三升宛入れ、之れを澆水中に挿入し、能く攪拌し沈下せしめ、浮上したる不良種を金網製の杓を以て掬ひ去り、子實の充實したるものを取り、清水を以て再三洗滌し、十分澆氣を去りたる後、浸桶二個に浸漬し、播種當日に至る迄七日の間浸し、毎日換水を行ひ、水の腐敗を防げり、而して選種に供したる種子は總量一斗三升にして、選種後の純良なるものは壹斗二升なり。

第三項 肥料

苗代肥料は總べて元肥に施すこととし、苗代全部に米糠六貫八百二十九匁、糠粕一貫三百四十五匁、硫酸アンモニア四百四十匁、精過磷酸一貫二十五匁、木灰二貫匁を施し、其の施用方法は、豫て準備したる、米糠、糠粕の二種を壘に投入し、之れに水を加へ覆蓋を施し、毎日攪拌し十分腐熟せしめたるものを、更に稀釋し、苗代全体に均一に撒布し尙ほ硫酸アンモニア、過磷酸と混和し苗代の畦上に撒布し更に鍬を以て打均し、木灰は苗の發芽后二十日目籾殻の燻蒸したる灰と混し撒布せり、而して使用したる肥料の成分は分拆の結果左の如し(百分中)

肥料名	窒素	磷	酸	加里
米糠	二、三六		五、二〇	定量せず
糠粕	一〇、〇三		五、一五	同
硫酸アンモニア	二〇、五〇			
精過磷酸石灰		二〇、六七		

木

灰

三三四

六、九九

第四項 播種

播種は四月二十日之れを行ふの豫定なりしも、雨天のため一日延期し、廿一日播種することとし當日午前七時豫て浸したる粃を、箆に打揚水を去り前日整地したる苗代に、園田委員の指揮に依り、平野、楊木、黒川、三浦、の各委員及び奉仕者、耕作従事者、六人にて各畦毎に一定の分量を播下し、撒布の平均を計るため一方より巡りつゝ補播を行ひ播終りたる後種子の浮動を防ぐため、鍬を以て軽く種子を壓付し土中に塗込灌水せり苗代坪數並に播種量左の如し。

苗代 總坪數

八十六坪

同 蒔坪

六十坪 八合五勺

播種 總量

一斗二升

壹坪播種量

二合

第五項 管理

苗代田は播付後直ちに灌水し、二日間灌水し、以後廿三日、廿四日に第一回の芽乾をなし、廿五日、廿六日灌水し、廿七日第二回芽乾をなし、廿九日、三十日、一日、三日、四日、五日に芽乾をなし、其の後十日より十一日、十三日、十九日の各日排水を行ひ、他は總べて浅水とし苗の強剛を計り、健全なる苗の養成に努め、浮塵子發生の場合は壹反歩に付壹升乃至壹升五合の石油を注ぎ、驅除する豫定なりしも、遂に發生を見ずして驅除を行ふに至らず。

除草は五月四日竹筥を以て苗間に發生せる雜草を除き、五月十日、同十五日、同廿五日の三回雜草等を除去せり。

第六項 苗の生育調査

五月十日	月 日	調査事項	四月三十日	發芽期	四月廿八日	調査事項
			發芽苗の整否	整	發芽苗の整否	
			苗の剛軟			
			苗の細太			
			草丈	二分二厘		
			葉幅			
			葉長			
			葉色	黄		
			病蟲害	綠		
		調査項目	苗の整否			
		苗の剛柔				
		苗の細太				
		成績				
		摘 要	播種天候不良のため發芽及び生育稍々遅れたるの状況にありしが其の後の天候恢復と共に生育大ひに進み良好の發育を遂げつゝあり			

五月二十日	草	苗の整否	丈	二寸四分八厘	五月一日、三日、四日、六日、十日の五回芽乾をなし五月四日雜草を防ぐため糞灰を施用せり
	草	苗の細太	丈	五寸一分七厘	
五月廿八日 (植付當時)	草	草の剛柔	丈	六寸八分	本月上旬中は天候順調なりしも本期間に至り気温概して低温なるに依り努めて排水を行ひ気温の昇高を計りたるため稍々良好の發育を遂げつゝあるを以て植付期迄には六寸以上に伸長する見込なり 此の期間五月十一日、十三日、十五日、十九日の四回芽乾をなす
	葉	葉の細太	幅	一分二厘五毛	
	葉	葉の合	長	四寸四分四厘	

備考 苗の剛軟、苗の細太、草丈、葉幅、葉長等は苗代一定の場所に於て調査の都度採取其の苗數三十本の平均を示し又發芽苗の整否、色合等は苗代全体を通觀せり。

第三節 本田

第一項 田區改正及び道路の改修

主基齋田及び之れに伴ふ齋院敷地は總べて五筆にして此の面積六段三畝十二歩なりとす、然れども原形は筆數多く形狀不正にして多少高低ありしため、栽培及び齋院建設に不便なりしを以て田區の改正を行ひ、同時に必要の道路を改修新設せり、此の工事は總べて縣にて設計監督し、夫役は山田村青年會員及び同村在郷軍人分會員の寄附により完成せり。

齋田決定するや直ちに基礎調査を行ひ設計を立て、大正三年四月九日起工、同四月三十日竣工し、従前の面影は一新するに至れり、而して整理後の總段別六反六歩中内齋田反別四反四歩、齋院及び同前後敷地全部二反二歩となし、前記苗代地を齋田内に設くるも差支なきに至りしを以て、齋田内西南隅の一部を之れに充用せり、又齋田四反四歩を細別すれば耕作面積三反三畝二十七歩、齋田内中央道路一畝七歩、周圍道三畝十四歩、用水路八歩、拜觀所一畝八歩に區別せり。

第二項 灌溉及び排水工事

灌溉 齋田の灌溉水は清淨なるものならざる可らず、調査の結果、齋田の西約半町奉仕者邸の南方に於て清冽玉を敷くの井水あり、滾々として盡くることなく、如何なる旱魃に逢ふも、未だ曾て涸渴せしことなしと謂ふ、實に神泉と稱すべし、されば齋田の灌溉水に充つる爲め、其の隣接地に幅三間長七間深六尺貯水量四千五百三十六立方尺の貯水池を新設し、一度之れに引入れ、水温を高めたる上、竹の笕を以て灌溉すること、せり、池壁はコンクリート練積石垣となし、底部は三和土叩仕上とし、尙池邊周圍は柵を圍繞し、不

淨の混入を豫防せり、工事は大正三年四月起工、同五月十日竣工せり。

然れども、之れのみにては用水不足の虞なきを保せず、此の場合は綾川の清流を以て補充せむ爲、同河畔に大正形松田式足踏唧筒二臺を据付け、四吋鐵管及び護謨ホースにより揚水す此の揚水能力試験の結果、一時間九十六石を算す、而して唧筒より出てたる清水は特設のコンクリート製「タンク」に入り、内徑六寸長七十間の土管を流過して、用水路（此用水路は齋田南側の三尺幅道路に沿ひ石積とし深六寸敷幅一尺二寸長四十一間）の中央部に到り、齋田に灌漑す、揚水唧筒の据付導水管の埋設は大正三年四月着手せしも、大體延期の爲中止し、大正四年四月完成せり。

防水並びに排水 齋田は綾川の河畔に位する故に、河水の氾濫して齋田を浸すの虞なからしむる爲、綾川に沿へる郡道中齋田地附近七十五間に約一尺五寸の嵩上工事を行ひ、堤塘の用を兼ねしめ、又齋田の南方に勅使道の新設し、尙ほ勅使道南側に併行して堀穿せる大溝を以て、南方隣接田より横溢し來るべき汚水を妨遏排水し又齋田西方の山麓に沿へる水路を浚渫擴張し、以て排水の良好ならん事を期したり、右溜池修築土管揚水器等は縣費を以て支辨したり。

第三項 整地

五月五日より唐鍬を以て塊破りに着手し、引續き六日塊破をなすべき豫定なりしも、當日は上山農商務次官來村せられたるに依り、之れを中止し、七日八日の兩日に於て丁寧に破碎し、同七日に至り耕牛千代號を使役し、東一號區より順次に耕鋤し、九日全部の塊返をなし、五月十八日更に馬鍬を以て土塊を掻き碎き、此の時木灰及石灰窒素を土中に混入せしむるの豫定なりしも、雨天のため土地濕潤なるに依り、一日延期し、

同十九日石灰窒素を撒布し、馬鍬を以て四回搔均し、午後六時中止し、翌二十日前日の殘部に前同様の方法にて木灰及び石灰窒素を施し、馬鍬を以て搔均をなせり、又同廿八日午前八時より第一號第二號の兩區を耕鋤し、廿二日三號四號の兩區を耕鋤し、同日二號區にポンプを以て灌水し、畦搔を行ひ、荒畦を塗り、午後三時より第一號地に灌水し、同九時一旦中止し、廿三日拂曉より一號區に灌水を始め、前日同様の荒畦を練り、一號二號共馬鍬を以て畝を搔倒し、水の滲透を防ぎ、更に灌水の不足を補ひ、午後三時第三號區に灌水し前日同様の方法に依り、畦搔をなし、廿四日各區中の減水したる部分に補水を行ひ、廿五日第一、二、三號區の本畦を塗り、同廿六日各區のムクチ鋤をなし尙ほ前日に残りたる第四號區の畦塗をなし、周圍の畦畔其の他中央道路、用水溝等を掃除し、田内及び附近の清淨を保ち、廿七日午前七時耕牛千代號を正装し、第二號區に牽入し、拜觀者歡喜の内に徐々代搔を始め、同九時之れを終り、鍬を以て凹凸を搔均したる後、肥料を施し、田植式舉行準備を整へ、一旦各員作業室に集り、田植式開始の時刻を待つこと暫時にして、式場に參列し、正午より第一號區の代搔をなし、廿八日午前七時三號四號の兩區代搔をなし、前日同様の肥料を施し、廿九日苗地跡地を鋤起し、唐鍬にて土塊を切り碎き、當日出仕の男女耕作従事者をして踏み柔げしめ、更に馬鍬を以て縦横に搔均し、所定の肥料を施し、周圍の畦畔を塗り全部の整地を終れり。

第四項 肥料

肥料は縣内に於て最も多く消費せらるゝもの及び將來使用の増加すべき左記肥料を施用することとし、堆肥は山草並びに糞を原料として製造すべき豫定なりしも、山草は未だ發芽の程度短く、肥料とするに足らざるを以て糞を使用することにし、四月十七日糞三百貫を長五寸位に切斷し、豫て準備したる容器に醬油粕四十

貫を二石一斗の水に溶解腐熟せしめたるものを、更に五倍の水に稀釋し、高さ六七寸に積重ねたる後、十分濕潤するの程度に撒布し、堅く踏付酸酵を促進せしめ、同廿九日第一回切返を行ひ、堆肥舎の一方に堆積したるものを一旦舎外に切出し、極めて丁寧に切捌きつゝ、約五寸位宛積み返し、十分に壓付し、水二斗位を撒布し、之れを濕潤ならしめ、六七回積重ねたる時、更に水を増し、十二回に至り尚水を増し、二十回にして堆積し終り、上部に藎を覆ひ、薄く土を盛り、養分の飛散を防ぎ、更に壹回の切返しを行ひ、能く腐熟せしめたるものを使用し、大豆粕は名古屋市石築町大豆粕漂白株式会社、硫酸アンモニア及び石灰窒素は熊本縣八代郡鏡町日本窒素株式會社、精過磷酸は大阪市西區川口町大日本人造肥料株式會社大阪工場、油粕は高松市河西爲次氏の謹製したるもの、木灰は山田に於て蒐集し、篩を以て篩分たるものを使用し、菜種油粕は白を以て搗碎き、五月十八日十九日の兩日豫て鋤返したる畝に石灰窒素を撒布し、馬糞を以て壹畝四回づゝ、撒均し、撒布の均一を計り、堆肥は同十九日に施し、大豆粕、油粕、硫酸アンモニア、精過磷酸は之れを混合して植付當日代掻をなしたる後に施用し、第三號第四號の兩區は稍々肥料不足なることを認め、七月一日壹反歩當の施肥量を硫酸アンモニア一貫の割合にて、七月一日追肥として施用せり。

肥料配合及び施用量左の如し

區別	歩數	堆肥	石灰窒素	大豆粕	菜種油粕	過磷酸石灰	硫酸アンモニア	木灰
第一號	二四四、二	八一、四〇〇	〇、八八四	四、〇七〇	四、〇七〇	五、六九六	一、三三三	二五、三〇七
第二號	二五五、八	九六、六〇〇	〇、九八六	四、九三〇	四、九三〇	六、九〇三	一、四七九	三、〇六〇

區別	歩數	堆肥	石灰窒素	大豆粕	菜種油粕	過磷酸石灰	硫酸アンモニア	木灰
第三號	二二九、四	七六、五〇〇	〇、七五五	三、九九〇	三、九九〇	五、五五六	一、一九七	二四、八〇〇
第四號	一七五、四	五八、五〇〇	〇、五八五	二、九三三	二、九三三	四、〇九三	〇、八七七	一八、一七七
苗代跡地	一〇八、〇	三〇、〇〇〇	—	二、二六二	一、五〇〇	二、一〇〇	〇、四五〇	九、三三七
計	一、〇六一、八	三四五、〇〇〇	三、一五〇	一八、一七五	一七、四二三	二四、三九九	五、二三四	一〇八、二八一

備考 施用肥料の分拆成分左の如し

肥料名	窒素	磷酸	加里
精過磷酸石灰	—	二〇、六四	—
硫酸アンモニア	二〇、〇五	—	—
石灰窒素	二〇、三八	—	—
大豆粕	七、九三	一、六三	定量せず
菜種油粕	五、八八	二、三五	同上
堆肥 (醬油粕を含む)	—	〇、一九	同上
木灰	—	—	六〇、九九

第五項 灌溉

灌溉水は奉仕者邸宅前に特に建設したる用水池より灌ぎ、不足の補水は齋田東方綾川に設けたる揚水ポンプを以て揚水し齋田内に灌ぎ、五月廿一日より八名の入夫を役使し、第二號第一號の兩區に灌溉し、同日午後九時一旦中止し、同廿二日廿三日に於て全部に灌水を終り、廿四日廿五日廿六日は前日灌溉したる部分に補

水をなし、田植に支障なき準備を整へ、移植後は各區を交互に灌漑し、豫て設けたる水量標の示度を計り、大雨を除くの外常時一寸乃至二寸以内の深さに灌水し、此れが夫役は村内在郷軍人分會、青年會員毎日四名乃至八名づゝ出勤、毎日午前七時より正午頃迄村内青年會員、在郷軍人分會員及び一般村民等交代揚水に従事し、四番除草、五番除草の二回は一旦排水し、除草後更に水を灌ぎ、七月十日より四日間中乾を行ひ、同十五日より復た灌水を續け八月五日の出水にポンプ水管破壊し、流失せる等唧筒に故障を生じ、同十日復舊工事に着手し、十一日竣工し、更に灌水をなし、八月廿五、六日は暴風襲來の警報あり、防風準備として特に灌水を深くせしも、遂に襲來せずして天候恢復し、一旦排水し田面を乾燥せしめたるも、又九月六日暴風襲來の警報に接し、同日午前特に多數の夫夫を召集し、防風のため水深五六寸に灌水せり、而して同八日に至り全く排水し、以後乾燥せしめたり、而して灌漑に要せし夫役の延人員は貳百貳拾五人に達せり。

第六項 移植

移植は熟期と品種の關係上特に其の時期を操上げ、五月廿七日移植する計劃にて、之れが準備をなし、植付の方法は壹坪の株数を七十二株（横一尺縦七寸五分）壹株四本づゝ串田式田植定木を以て植へ、古式に依り田植歌を歌ふことゝなし、四月三十日地方固有の田植歌と其の歌譜を調べ、五月廿一日香川縣師範學校教諭内藤俊二傳習教師として來村、早乙女全部を召集し歌の傳習を始め、串田式田植定木を使用し松葉を苗に代へ、植付と歌の調子を練習するも容易に一致せず、種々苦心の結果、定規は細き割竹に更へ（五六寸廻りの竹を幅二分厚一分位の割竹と爲し長十間に繼ぎ、壹株毎に白き糸を三株目に赤糸を結付たるもの）始めて歌と一致するを悟り、尙ほ練習を續け、愈々歌の調子と早乙女の拍子と一致するに至り、廿五日齋田附近の田地に於て實地に就き豫習をなし、當日に至り萬一の誤りなきことに努め、廿六日午后男子従事者全部を作業室に集め、廿七日田植の注意事項を指示し、左の各部に別ち係を定めたり。

一、耕牛使役

前田岩太郎 内海 霞 内海 勇 桑島虎八

二、施肥

津山理美 森 盛 松原清七 萱原正行

三、地均

森 好太郎 辻 角太郎 蓮井義夫 辻 静

四、苗取

高松久太 山下政吉 川崎末廣 才谷小太郎

岩鍋八郎

五、苗選別

安川伊平次 川西 積 森 光太 龜山新四郎

小比賀康雄 山地貫一 岩瀬一太

六、苗分配及び定木配置

岩瀬梅太郎 岩瀬勘平 渡邊 肇 穴田伊太郎

七、鼓打

渡邊 義正

八、豫 備

殘員 全部

九、田 植

早乙女 全部

廿七日午前七時より耕牛千代號を以て第二號地の代掻をなし、肥料を施し、凹凸なき様紙を以て能く掻均し、両端に棕櫚繩に目盛(七寸五分)を施したるものを引き、杭を打ち角度を検査し、繩の浮動せざる様注意し、苗を抜き、不良なるものを選別し、準備を整へ、午前九時作業を中止し、一應作業室及び事務所へ引揚げ、同十時三十分男女正装の上、田植式に参列し、式中田舞の式始まるや、奉仕者、監督者、男女従事者一同退場し、準備を整へ奉仕者を先頭に園田、清田、平野、樗木、黒川、三浦の各委員、男女従事者之れに従ひ潔齋所前にて祓を受け、齋田に入り、夫々定め任務に就き、雲霞の如き多數拜觀者、拜觀の裡に打出す太鼓と共に十八名の早乙女一列となり、苗を手に六名の早乙女は畦に立ち、

讃岐山田は良いこめどころ

主基の御田はわけてよい

水もゆたかに御田に入れば

露の玉苗うるはしや

袂つらわて植ゑつゝ、祈る

稔る瑞穂をさゝけんと

と歌ひつゝ、一人三株づゝ、歌の調子に合せ、一列を植ゆれば定規を後に送り、豫定の目標に當て、繩の両端を強く引き、浮動せざる様固定せしめ、一人一列三株づゝ、徐々に植付け、午後零時二十分全く田植の式を終り、暫時休憩の上、午後二時三十分再び植始め、午後五時二號區を植終れり、又同日の苗は一旦取りたるものを一々選別し、不良なるものを除き、生育の健全なるを採り、小束となし、本田に分配せり、而して廿八日午前七時より前日同様の方法に依り、第一號地第三號地第四號地の部分を植へ、廿九日午前七時より第四號地の殘部及び苗代跡地の移植をなし、午後二時全部を植終り、奉仕者、委員、男女従事者一同齋田を一周し中央勅使道に集り、陛下及び齋田の萬歳を三唱し、器具を整理し午後三時全く終了せり、而して此の正儀を拜觀せんと齋田に群集するもの、田植式の當日は八萬餘名、廿八日は壹萬以上、廿九日の最終の日に於ても尙は五千餘名に達せり。

第七項 除 草

移植後、五月三十日、女子従事者をして点々浮動又は位置の不正なるもの、植付を直さしめ、六月三日、第一回除草に着手し、除草器及び手にて一人五株づゝ、縦横交互に除草し、除草中は常に竹筒を腰に携帯し、螟蟲の採卵に注意し、第一、二、三、四回は灌水の儘、第五回は排水をなし手を以て練込除草とし、尙ほ七月十日に至り雑草の残りたるものを除く爲、臨時除草を行ひ、排水の上練込をなせり。

除 草 歌

あやの川 風城山風が

稻にそよ／＼吹き渡る
 國の光とよい名をつけて
 作る稻にて身もひかる
 とみにまみれて田草を取れば
 稔る御米は玉となる

- 壹回除草 六月三日 手取
- 貳回除草 同 十日 南北 東西 草器取
- 參回除草 同 十七日 南北 東西 草器取
- 四回除草 同 廿四日 手取
- 五回除草 七月一日 手取
- 臨時除草 同 十日 手取

而して移植后、成熟に至る迄屢々齋田周囲の畦畔中央道路、式場、拜觀所等の除草をなし、常に清淨を保ち、九月十日十一日の兩日枯穂の採取を行へり。

第八項 生育の状況

移植後の生育は初期に於て天候不良にして、稻の生育遅緩なりしも、七月十四五日頃より、天候恢復し、佳良の生育を遂げ、其の間稻に胡麻葉枯病發生し、又六月十九日午後約十分間に亘り、梅實大の降雹あり、八月四五日に大雨あり、殊に九月六日、七日の兩日濃厚なる低氣壓襲來し、本縣東部地方へ多大の被害を與へたる等、耕作上頗る苦慮し細心の注意を加へたるも、概して好良の生育を遂げ、供納に支障なからしめたるは、皇威の然らしむる處にして天佑なりと云ふべし、而して生育の状況は各月の旬期に分ち、一旬期の末日に於て齋田内一定の個所を定め、草丈、葉幅、葉長、壹株の本數、各三十株を調査し、之れを平均したるものにして其の調査状況左の如し。

本田生育調査表

月日	調査項目	成績	摘要
五月三十一日	草丈 莖稈の細太 葉色 葉幅 葉長 壹株の本數	七寸一分一厘 稍々太 淡綠 一分四厘弱 四寸五分強 四本	五月二十七日に插秧に着手し同廿八日に苗代跡を除く外全部插秧し同廿九日苗代跡地を植付たるに依り一時植痛みをなしたるも直に恢復し新根發育旺盛にして長きは三寸二分に及び新葉を發生しつゝあり

八月二十日	八月十日	
草 莖 葉 葉 葉 壹株の本数	草 莖 葉 葉 葉 壹株の本数	葉 葉 壹株の本数
丈 太 細 太 長 幅 本	丈 太 細 太 長 幅 本	長 幅 本
三尺四分 太 淡 一尺四寸五分 三分七厘 十七本	三尺七寸四分 太 三分四厘五毛 二尺一分 淡 十七本	三分四厘 一尺八寸八分 二十七本
本期間の天候は佳良なりしも前期より発生したる病害未だ恢復せざりしと雖被害甚しからずして十八日出穂揃となり最も早く出穂し異種と認むべき雑穂を抜き取り二十日頃に至り漸次垂下するに至れり而して前期間に比し草丈の短少となりたるは草丈を稻の穂首迄として計上したるに依る	本期間の氣候は雨天多く殊に四日五日の暴風雨にて綾川出水し五日午前六時半頃に至り水嵩七八合に達し一時警戒を加へたるも漸次減水し別に被害なくして止みたりと雖天候不順にして胡麻葉枯病発生したるも著しき被害なく穂孕期に入り點々出穂を始め壹株の本数の減じたるは分蘖の遅き不良莖を計上せざるに依る	二尺八寸葉の最長二尺九分最短一尺七寸二分最多分蘖數三十五本最少二十本葉幅の廣きもの三分七厘狭きもの三分に達し極めて佳良なる生育をなしつつあり

二四〇

八月三十日	九月二十日 (收穫當時)	出穂 出穂 出穂
稻 葉 葉 壹株の本数	稻 成 穗 壹穗の粒數 壹穗の重量 稻千粒の重量	出穂始 出穂期 出穂揃
長 太 幅 長	長 期 長 量 量	始 期 揃
三尺一寸五分 十六本六分 太 三分七厘 一尺四寸五分	三尺二寸三分 十六本五分 九月二十日 七寸 百二十七 三十五瓦七 二十五瓦四	八月十二日 八月十五日 八月十八日
本期間の氣候は概ね曇天にして二十六日暴風襲來の警報ありたるに依り防風設備として外柵に簀を吊し田面に水を湛へ稻の株間に繩を張る等防風に努めたるも遂に襲來せずして止み天候恢復したるに依り二十八日全部排水し漸次穂色黄綠色を呈し成熟しつつあり	九月上旬の氣候は不順にして稻成熟の進行を妨げたるの感ありしも九月中旬に至り氣候恢復し熟期を促進し完全なる成熟を遂げたり	

第九項 害蟲驅除豫防

本田螟蟲發生豫防として、五月七日、附近農家田岡今次外十二名の農家を山田尋常高等小學校に召集し、螟

蟲驅除豫防として齋田附近即ち田頃、正末、柳谷の三部落に散在したる稻葉の處分に就き、園田縣農事試験場長、樗木綾歌郡農業技手、岡田山田村長、高尾山田青年會長立會協議會を開き、各關係者に於ても處分法を承諾し、五月八日、樗木農業技手、岡縣農事試験場技手、指導の下に左記方法を實行することゝなせり。

記

一、宅地其他田の周圍に積みたる葉は根元六寸位を切斷し、下部は堆肥となし、上部は屋内に密閉し、肥料に供するものは全部切斷し、俵藎其他繩等の細工用のものは其の儘屋内に貯藏し、入口又は屋根裏等にして螟蟲の匂ひ出づる慮ある場所を嚴重に密閉し、七月九日開放する迄、時々監督をなし愈々發生の慮なきを認め、之れを開扉せり。

五月廿八日、移植と共に齋田外柵約十間を隔たりたる場所にて拾個の誘蛾燈を、毎日午後六時より終夜点火し、午前七時一旦奉仕者邸宅へ取入れ、監督技手之れを調査し、驅除日誌に記入し、直ちに器物を掃除し、油を注ぎ、午後点火の用意をなせり、而して点火誘殺中漸次其の數を減じたるに依り、或は誘蛾燈据付位置不適當なるやを疑ひ、六月廿四日試みに誘蛾燈三個を齋田内に移し点火したるに、外部にあるものに比し著しく増加し、外部点火のもの九個に對し僅に七十五疋なるも内部点火のものは三個に二百三十二疋あり、其の後は全部齋田内に移せり、又六月八日より七月廿六日に至る期間は、隔日又は二日目毎に、女子従事者をして三名又は四名縱列となり、一人の眼界を五株とし、左の蟲取歌を唱へつゝ、卵塊を見落さざる様、縱横交互に採卵し、卵塊は腰に携へたる竹筒に投入し、幼蟲の匂出づるを防ぎ、各休憩の時、別に備付たる金屬製網張の益蟲保護器に入れ、益蟲を保護し、螟蟲は石油の中に投じ溺死

せしめたり。

蟲取の歌

赤松景福氏作

むしはわくなよ御田の稻に

たまごひとつも國の仇

蟲をかるため油をそゝぐ

そゝぐわが身も汗あぶら

御代の惠の御田の風が

吹けば折く汗は入る

六月廿六日より七月廿九日迄、男子従事者をして採卵と同様の眼界を定め、螟蟲の喰入たる被害莖を拔除し、綾川積に於て燒棄せしめたり、又六月四日頃より稻に蚜蟲發生し、同七日漸次蔓延の徴あるにより電話を以て縣農事試験場昆蟲部技手の出張を請求し、驅除方法を研究し、同九日驅除を行ふ豫定なりしも、雨天のため一日延期し、同十日第一區第二區に對し壹反歩に付七合の割を以て石油を注下し、草等を以て稻を軽く掃き、蚜蟲、浮塵子、螟蛉等を拂ひ落し驅除したる後落水し、直ちに清水を灌入したるも効果十分ならざるに依り、同十一日更に協議し、除蟲菊石鹼合劑を撒布することに決し、水壹斗に石鹼四匁、除蟲菊粉末三匁の割合を以て、一旦沸煮調製し、同日苗代跡地に撒布し、同十一日更に殘部各區に撒布し、藥液の總量壹石七斗(壹反歩の用量四斗八升五合)を要せり、而して其の成績佳良にして全部死滅せり、又螟蟲飛來の豫防として齋田隣接地五反餘に對し麥の立毛を買上げ、齋田と同時期に國

計	通										計						
	廿一日	廿二日	廿三日	廿四日	廿五日	廿六日	廿七日	廿八日	廿九日	三十日		十五日	十六日	十七日	十八日	十九日	二十日
											一、五四二						
											二、〇一四	三四一					
											二、〇九〇	二二二					
											八、七七七						
											四八、五六六	三六、二二〇	四、四〇〇	一、七〇〇	二、三二〇	四、二〇〇	一一、四〇〇
二、三、六九〇	二、九四〇	四、五四〇	三、五九〇		三、四七〇	三、一五〇	六、〇〇〇										

二四七

計	七月										計													
	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日	十七日	十八日	十九日	二十日		二十一日	二十二日	二十三日	二十四日	二十五日	二十六日	二十七日	二十八日	二十九日	三十日			
											一、五〇九	五、六七七	三、八八〇	三、六〇〇	二、九一〇	五、九八〇	二、九〇〇	三、〇〇七	五、〇二〇	一、一九〇	八、〇〇〇	一、〇二二	五、八三二	二、八四五
											一、六七三	五、二七	九、七	八、一	六、〇	一、二	一、三	三、六	六、八	三、七	六、	一、七	一、二四六	二、四七
											一、八七八	四、三七	五、四	二、四	三、三	一、五	一、〇	二、七	二、〇	八、	一、二	三、	一、四四二	一、三五
											八、七七七	一、六三三	六、九			四、四	四、四		一、三	六、	六、五	七、	四、八二九	四、八二九
											一一、三四六	九、四四〇			七、〇〇	二、〇〇〇		三、一四〇		三、六〇〇		二、九〇六	二、七二五	二、七二五
八、七五〇	三、四五〇																							

二四六

通計	八月						通計
	一	二	三	四	五	六	
一三、〇五一							一三、〇五一
二、〇一四							二、〇一四
二、〇九〇							二、〇九〇
八、七七七							八、七七七
七二、二五六							七二、二五六
六、二〇〇							六、二〇〇
六、二〇〇							六、二〇〇
七八、四五六							七八、四五六

第十項 防風設備と警戒

暴風襲來の防除は人力の能く防ぎ得べきことにあらずと雖出來得る限の努力を盡し、其の害を軽減せむことに苦慮し、再三研究を重ね、八月十五日に至り、左の計劃を施行することに決せり。

- 一、齋田周囲の耕作道路及び畦畔には土盛をなし、一尺以上の水を湛へ得るの設備をなすこと、
- 二、齋田縦横三間毎に長さ五尺の杭を打ち込み、之に竹を結び付け縦二株横三株毎に藁繩を張ること、
- 三、齋田の柵を利用し之れに長さ六尺五寸巾三尺五寸の簀を製作して張ること、
- 四、齋田柵の根元より二間を離れ、二間毎に長さ三尺五寸の杭を打ち込み、十七番線の針金を以て柵を繋ぎ之れが倒伏を防ぐこと、

五、右に要する材料は町村青年會より寄附せるものを使用すること、

以上材料中長さ三尺五寸末口二寸の松杭百八本(西分村青年會、同村在郷軍人分會寄附)長さ五尺末口三寸の松杭三十八本(山田村民より寄附)竹六七寸廻のもの五十本、(羽床上村青年會寄附)四寸廻のもの百三十七本(粉所村木場登四太郎寄附)繩八千三百十間(坂出、山内、畑田、陶、瀧宮、羽床、千疋、宇多津、栗熊の各町村青年會及び在郷軍人分會より寄附)竹簀百七十枚(山田村青年會にて製作)を使用し、竹簀に要する竹は奉仕者に於て買入れ、之を山田村記念館に運び、八月十八日、同二十日、同二十二日の三日間にて約四五寸廻の竹を三尺五寸に切斷し、四ツ割乃至六ツ割とし、割竹の幅を七八分位とし八分廻の繩を以て、竹と竹との間隔を八分位とし、四ヶ所編とし、長さ六尺の簀を製し、防風用に供せり、其の製造夫役二百五人を要したり。

八月二十五日午後八時、園田縣農事試験場長より暴風警戒の通知ありしを以て、黒川縣農業技手直ちに村役場に移隲し、奉仕者、村長協議の上、齋田周囲には竹簀を張り、齋田には水を湛へることとし、其の作業は同二十六日早朝より着手することにせり、當日は恰も舊盆會にて、村民盆踊をなせるを以て、黒川技手其の場所に就き、男耕作従事者を集め、警戒の來れる旨を告げ、其の内八名を指名し、廿六日は早朝出勤すべきを命じ、天候に注意し警戒せしも、其の夜は無事に終れり。

八月二十六日、午前五時三十分、八名の男耕作従事者をして竹柵の上端に横竹を結付け、之れに竹簀を張り針金を以て控へしむ、正午一先従事者を解散せり、然るに同日午後二時三十分、再び警戒に接し、同四時更に男耕作従事者の全部を召集し、五時より第一、二區を通じて豫定の計劃に依り、南北二株、東西三株毎に

縦横に繩を張り、一方湛水をなす爲め、人夫二十名を召集し、午前七時より灌漑に着手、揚水中唧筒に故障を生じ、暫時休憩、故障の個所を調査し、之れに修繕を施し、午後七時後より灌漑し、尙ほ引續き夜間揚水の必要を認め、更に二十名の人夫を召集し、晝間のものと交代せしめ、壹臺のポンプを二人掛りにて、間断なく揚水し、防風の準備をなしたるも暴風襲來の模様なく、廿六日午前十時、一應人夫を解散したるも、同日午後復々警報ありて低氣壓は屋久島方面にあり四國方面を襲ふは、明二十七日午前三四時頃なるべしとの報あり、黒川、三浦の両技手は直に男耕作従事者全部及び村民二十名を召集し、齋田に湛水せり、同日午後七時園田場長來着、大に指揮監督に努め、警戒をなし、午後十一時に至るも暴風襲來の模様なきを以て、多度津測候所に問合せたるに、其の返電に低氣壓の最も強かりしは午後五時頃にして、目下土佐沖を通過中なれば最早危険なかる可しとあり、二十六日午前零時三十分警戒を解き、一同安心して退散し、二十七日、前日湛水せる水を排水せり、而して九月六日、午後二時、多度津測候所より左の電報到着せり、

警報 アニネウルヨ

(解) 雨強かるべし、低氣壓北緯二六度より二七度東經一三〇度より一三一度(琉球の東)にありて、七百三十耗を示し、北西に進む、

尙ほ當日天氣豫報 アニラ

(解) 東の風強し 雨

七日午後八時三十分縣廳より左の電報あり、

警報

颱風の狀況。 颱風は沖繩島東南に於て北に轉じ、七日午後二時、大島の南東五十哩の海上にあり、其の颱風は若し北に轉すれば、七日午後四時より九日午前に亘りて、本邦を襲ひ、暴風を起す虞あり、注意を要す。

同十時五分、綾歌郡長より更に同様の通報ありたり、

又八日午前四時三十分、左の電報あり、

警報 暴風雨の虞あり。

低氣壓の位置、北緯二七度より二八度、東經一三〇度より一三一度、低氣壓の示度七二六耗、低氣壓進行の方位は北東、

八日午前六時三十分、樋口郡長及び園田場長より左の通知あり。

颱風は目下豫定の通り進行中にありて、午後襲來するの虞あり、一般に注意を要す。

八日午前七時三十分、多度津測候所より、左の電報あり、

颱風は七日の夜、滝美大嶋の東三十哩の海上にありて、中心は七百三十耗を示し、北に轉じ、北東に向つて進行せり、之れを以て本嶋西部は天候險惡に陥れり、而して此の風の四國附近を通過するは八日の夜にして、本縣地方は同日午後より暴風雨の虞あり、風は東北より北西に轉じ、九日の朝に至り靜穩に歸する見込みなり。

同日午後五時二十分、郡役所より多度津測候所へ問合せに對し、左の返信あり、

今朝報告後、中央氣象臺よりの報告なきも、風は九州東海岸を通過する見込みなるに依り、何分の報告ある

迄、従来の通り警戒せられたし。

八日午後六時三十分、多度津測候所發、左の電話ありたる旨、縣及び郡役所より通牒ありたり、

颶風報告

八日午後二時、颶風は鹿兒嶋にありて、七百二十耗を示し、北の方向に進行中なり、其の颶風は北東に轉行するの傾きありて、今夜、中國西部を突き、明朝日本海を去るべし、本縣地方は風位南西に轉じ、暴風雨起る模様あり、警戒を要す。

以上の警報頻々として來り、同日勤務中の樗木、黒川の兩委員は絶へず注意を加へ、警戒の準備中、天候愈々險惡なりとの通知に接し、七日午後九時多木齋田事務員を招き、男耕作従事者全員及び村民二十名の非常召集をなし、同十一時より續々到着し、八日午前四時迄に全部出勤し、先着のものより漸次任務に就き、周囲の防風設備を整へ、同四時より前日未了の防風用の繩を張り、尙ほ風位轉更したる場合の準備として、更に西側の竹柵に簀を懸垂し、同七時三十分全く完了せり、而して午前三時より二臺の唧筒を以て間斷なく灌水し、同九時、更に村民二十名を召集し、之に交代せしめ、引續き揚水に努め、同午後八時、尙ほ村民二十名を召集し、之に交代せしめ絶へず揚水し、九日午前二時に至り、全く中止し、一同解散せり、而して警戒の爲、同八日午前四時、岡田村長、森助役、同五時、三浦委員、同六時、郡長及び園田場長來着し、指揮監督に従事し、郡長、園田、樗木、黒川、其の他の委員及び耕作従事者全部七日の夜より九日午前四時、風風迄三十餘時間、不眠不休以て警戒に努めたるも、地理上暴風遂に襲來せず、被害を免れたり、依て電話を以て左の通り報告せり、

九日午前二時頃より風やむ、四時三十分一應召集人夫を解散せり、稻は倒伏を免れ被害を認めず、

綾歌郡長

農事試験場長

知事宛

尙ほ書面にて左の通報したり、

齋田暴風警戒報告

齋田には豫て竹柵に竹簀を張り、防風に備へ置きたるも、七日午後八時三十分の警報に依り、更に耕作従事者全部及び揚水夫二十名を召集し、午前三時より灌水に着手し、今尙繼續中なり、耕作従事者は天明より齋田内に繩張を施し、午前六時三十分、終了し、尙ほ萬一を警戒中なり、齋田周囲の稻は已に倒伏したるも、齋田内の稻は倒伏を免れ、目下の處被害を認めず。

大正五年九月八日午後六時

綾歌郡長

農事試験場長

知事宛

第四節 收穫

第一項 準備

第一目 稻架の設備

稻架の延長は二百四十六間にして、二間毎に三又及び二又を以て支柱とし、稻架一組は二十四間のもの十組餘に別ち、用材は六寸乃至七寸廻りの竹を長さ二間に切断し、百二十三本を使用し、三又及び二又に用ゆる竹は四寸廻りのものを長さ六尺に切り、尖端を繩にて結びたるもの二百四十六組を使用し、地上四尺五寸即ち目通り位の高さに稻架を設くるの用意をなせり。

第二目 籾 乾 臺

籾乾臺は刈取後、第三、四號地に之を設け、臺の高さは、長さ二尺五寸の杭を高さ一尺五寸に幅一間の間に三本宛打込み、其の上部は長さ二間の六分楯を釘を以て打付け、其の上に山田青年會に於て謹製したる竹篋(防風設備の項に記せるもの)を縦に擴げ動搖せざる様、更に釘付せり。

第三目 籾 乾燥の豫行

籾の乾燥は技術部に於ける作業中、最も苦慮したる行事にて、若し乾燥不良ならんか、直ちに米質に影響するのみならず、供納上頗る懸念すべきものあり、是に於て榑木、黒川兩委員擔任となり、九月二日、豫て用意したる鷹の尾を刈取り、六株を壹握となし、一旦刈倒したるもの二握を壹把とし、高さ四尺五寸の單架式稻架に掛け乾燥したる後ち扱落し、更に籾に擴げ籾乾をなし、籾摺を行ひ、胴割米の多少、品質の良否を検し其の結果、架干三日、籾干一日位を適當と認めたり、其の成績左の如し。

籾乾燥試験成績

試 験 別	千粒中の	千粒中の	千粒中の	摘
	完全米	屑米	胴割米	

第一號	架干三日 籾干一日	八七一 ^粒	一〇五 ^粒	二四 ^粒	品質可なりしも乾燥聊か不足の感ありたり
第二號	架干三日 籾干二日	八〇五	一〇五	九二	乾燥、品質共に適當なりしも品質第三號に及ばざりき
第三號	架干四日 籾干一日	八八九	七七	三四	品質尤も可なりしも乾燥度に過ぐるの傾向ありたり
第四號	雨に逢はざるもの 架干二日 籾干一日	八七九	一〇四	一七	乾燥、品質共に第一號に次げり
第五號	雨に逢はざるもの 架干二日 籾干二日	八八五	八八	四七	乾燥、品質ともに第二號に比し大差なかりき

猶は本縣は、此の期間に於ける、氣候甚だ不良にして、既往二十三ヶ年に於ける、平均降雨日數(自九月一日至全三十日)十五日四分曇天日數十三日晴天日數僅に一日六分にして籾の乾燥に、最も困難なる時なり、故に萬一の場合を慮り、火力乾燥の準備として、縣立農事試験場に於て新調せる、オリーブ果乾燥器(木製にして恰も乾器に酷似し幅八尺長さ一丈二尺高さ五尺、内部に二十二層の段を設け、幅三尺長さ四尺の竹籠九十六枚を挿入し、壹枚に付籾三升、壹回の乾燥量二石八斗八升)を同場の新築せる農具舎に装置し、所定の籾を入れ、下部より火力を以て熱を送るの用意を整へ、九月六日、奉仕者より火力乾燥試験用として、早稻鷹の尾籾を送付せるを以て、平野技手九月七日、九日、十一日の三回に分ち試験を施行せり、其の方法は籠に籾を入れ置き、先づ火力を以て乾燥器内の氣温を所定の温度に達せしめたる後ち籠を挿入し、二時間毎に上下の位置を轉換して乾度の一様を計り、時々器内の温度を検し火力の加減をなし、晝夜兼行試験を續行せり、其の成績左の如し。

籾火力乾燥試験成績

二五六

試 験 別	乾燥前		乾燥後		同 上	同 上	同 上	玄米千粒の重量	硬 度	質 品
	千粒重量	千粒重量	中完全米	粒						
第一	攝氏三十度以上三十五度以下	三二、七 _瓦	二七、〇 _瓦	八六六、 _粒	一一八、 _粒	一六、 _瓦	二二、〇	一、〇二七	上	
第二	攝氏三十五度以上四十五度以下	三二、五	二六、七	八三七、	一五六、	七、	二一、九〇	九二〇	下	
第三	攝氏四十五度以上五十度以下	二六、五	二六、〇	六六六、	一六〇、	一七四、	二一、二	一、八八七	中	

右表の如く第一は乾燥適當にして胴割米も少なく、品質可良にして陽乾の架干三日莖干一日位のものに相當し、第二は胴割米極めて少なきも乾度不充分にして米質不良、第三は乾燥度に過ぎ胴割米甚だ多く、要するに火力乾燥は低温を以て長時間乾燥するを可とし短時間の乾燥は不可なるを認めり、

第二項 籾 刈

九月二十日、刈取の豫定にて従事者を召集し、刈取の準備をなしたるも、降雨の爲め之れを中止し、同廿二日午前八時より、漸次晴れ模様なるを認め、同日男子従事者全部を召集し、午前九時より刈取りに着手し、一人四株づゝを刈り、六株を一握りとして一旦刈干となし、午后他の藁を以て二握を一把に束ね、齋田内の一、二號の兩區へ豫め用意したる稻架を組立て、之れに稻を掛け乾燥せり、而して乾燥の日数は三日間の豫定にて、乾燥中二十三日天氣變るの特報に接し、午後稻把を作業室に入入れ、廿四日更に取出し、架干をなせり、然るに當日は陰晴定まらず、午后二時、微雨あり、同十一時、又々曇模様となり、廿五日午前零時三

十分、微雨あり、警戒の爲人夫七名を急に召集し、取入の準備をなすと共に、多度津測候所へ電報を以て問合せを發したるも、一時三十分に至り、晴模様となりたると、測候所より小雨あるも格別のことなしとの返電ありたるに依り、一時三十分一同解散せり、而して九月廿六日午前七時、男子六名女子二十一名の従事者をして稻扱に従事せしめ、籾に砂の混入せざると清淨とを保つ爲、特に作りたる光實式稻扱箱四臺に入挺の稻扱を取付たるものを使用し、稻扱壹挺に二人づゝ配置し、一人は扱き一人は稻を適度に分ち、之れを扱手に渡し、作業の迅速を計り、他の女子は籾の篩分篩返に従事し、男は稻把の蒐集、藁把籾の運搬等に従事し、同日午后四時終了せり。

第三項 籾 乾 燥

九月廿八日午前九時、前日より收納したる籾を取出し、豫て設備したる籾乾臺に筵を擴げ、筵一枚に約一斗の籾を入れ、十一時三十分まで乾燥せり、乾燥中急劇なる日光の直射を避くる爲、十一時三十分より午後一時三十分迄、約二時間筵を折たみ、覆を施し、更に籾を振擴げ、午後四時迄乾燥せり、而して乾燥中は一時間毎に上下打返し能く攪拌し、乾燥の均一を計り、乾燥の程度豫定に達せしに依り、同日にて乾燥を終り、收納舎に納め三日間貯蔵せり。

第四項 籾 摺

籾摺臼の新なるものは、碎米を生ずること多きを以て、豫め其の摺加減を試むるの必要を認め、九月十九日太田主の栽培に係る籾、鷹の尾の籾を以て齒合せを行ひ、不備の点を修繕し、更に米齒を均らし、碎米の生成を少なからしむの用意をなし、十月二日、三日の兩日、午前七時より耕作従事者男子七名、女子二名をし

二五七

て曩に乾燥貯蔵したる粃を貯蔵室より取出し、本郡西庄村野田文次郎の製作したる野田式粃摺白を使用し、粃摺をなし、同郡坂出町濱田幸四郎の謹製したる唐箕を以て籾分け、立篩に三回流し掛け粃を分ち、丸山式砂抜篩を使用し、除砂を行へり、作業中清浄を保つ爲、監督者、従事者共に手袋、足袋を穿ち、直接米に觸れざる様注意し、終了後は四斗入の吠に納め、三ヶ所結束し、縦繩を掛け精白場へ運搬の用意をなせり、而して玄米收量左の如し。

一、上	米	五石一斗二升八合
一、中	米	五斗四升七合
一、中屑	米	一斗二升五合
一、碎	米	一斗七升七合
合	計	五石九斗七升七合

第五節 調製

第一項 精白

精白は始め古代式の木臼を使用し、手杵を以て精搗の豫定なりしも、大正三年以來幾多の研究に依り、之れを新式の精穀機を使用することに變更し、大正三年十二月、山田村に於て水車及び石油發動機投杵式の二種に就き、試験を施行したるも、未だ十分なる成績を得ず、遂に此の試験を動力の便利なる坂出町に移し、園田農事試験場長、鈴木九龜稅務監督局鑑定課技手兼香川縣技師、平野農事試験場技手、榑木綾歌郡農業技手、津下米穀検査所主事立會ひ、各種の精穀機を調査し、坂出町酒造家鎌田大三郎精白場据付の大阪市西區江戸

堀二丁目今橋芳松製作今橋式精穀機(磨擦機)の實地試験を行ひ、玄米四斗を約二時間に十二回磨擦したる後、投杵搗の臼に入れ、二十時間のものゝ三十六時間のものゝ二種に別ち、試験を施行し、稍々完全に精白すべき見込を得たりと雖、尙研究するの必要を感じ、他の機械を比較審査し、坂出町津島龜吉精米場に据付たる廣島縣福山町村上邦三の製作したる村上式四連座(投杵)の構造稍々適當なるを認め、更に鈴木技師、榑木農業技手、津下主事主任となり、精白の試験を行ひ、種々講究の結果、初めは今橋式精穀機に據り、米の芽を取り、愈々芽の脱落したるを見て、村上式四連座を以て、十五時間餘精白するときは最も純白なる白米を得ることを認め、更に數回の試験を重ね、精白機は今橋式、村上式の二種を使用することに決し、手續中、六月二十日大阪市西區九條中通一丁目廣瀬小六の發賣に係る東京清水式無砂精穀機寄附の申出あり、六月二十日より同二十一日高松市東濱難波精米場に於て精搗試験を行ひ、優良と認め、前記の二機と共に之れを採用することとなり、山田村記念館前に建坪十五坪の精穀場(桁行五間、梁行三間、高さ二間)を新築し、今橋式清水式の各壹臺村上式四連座二臺を据付、動力は大阪市北區上福島二丁目伏田清三郎製作の伏田式瓦斯發動機(十馬力)を据付け、之れに要する帶草は大阪市北區安治川通一丁目若田虎三郎の製作したるものを使用し、九月廿八日据付工事を完了し、九月三十日十月一日試運轉を行ひ、十月四日より精搗豫行をなし、各要部の調節を整へ、同月六日午前十時三十分より愈々精搗を開始し、園田、鈴木、平野、榑木、水内の各委員の監督の許に精穀に最も經驗を有する、左記のものを指名し之れに従事せしめたり。

精搗係

坂出町 津島才助 同 木山音次

大嘗祭供納米並に大嘗米布磨成績表

(大正四年十月十四日調)

天月候日	従事者	布磨時間	布磨量	仕上米	仕上歩合	備考
七日 雨	粉所村 七八	第一回 自前九時四時間 至後一時四時間 第二回 自後一時四時間 至後五時四時間	計 四〇〇〇 一〇〇〇 五〇〇〇	四六六四 三八八九 〇七七五	割 九三三	磨擦仕上米四石一斗五升一合三勺より供納米及び大嘗用を粒選せり
八日 晴	山内村 三三三 畑田村 三三三 計 六六六	自前九時廿分 至後四時四十分	五四〇〇	四七七五	八八四	
九日 晴	瀧宮村 四〇〇 千正村 二六六 計 六六六	自前九時二十分 至後四時四十分	九〇〇〇	七九五〇	八八三	
十日 曇	羽床村 二二二 羽床上村 二二二 西分村 二二二 畑田村 六八一 計 六八一	自前九時二十分 至後四時二十分	八七八〇	七〇一一 大嘗米 一〇五〇	九一八	
十一日 晴	陶村 五四	同	八八二〇	八〇三〇	九一〇	
合計	山田村 六七 同		四、五五六	四、一五三三	九一一	

第三項 粒選

十二日 曇	山田村 六七 同	八七七〇	八〇三三	九一六	
合計	三九九	四、五五六	四、一五三三	九一一	

粒選は十月八日午前九時より同十三日に至る六日間に亘り、山田村記念公會堂大廣間に高さ一尺幅二尺四寸長さ四十五間の臺を設け、之に清淨なる白布を敷き、二百六十人を收容すべき準備をなし、特に調製したる黒盆を置き、配付せられたる米を少量づゝ取出し、篋を以て一粒づゝ丁寧なる選別を行ひ、別に配付せられたる小袋内へ各人毎に之を納め、監督者の詳細なる検査を請け、完全なるものは新に調製したる櫓箱に納め、粒選後、再布磨を施し、再び粒選を行ひたる后、十月十五日納櫃式を舉行し、縣より差廻されたる唐櫃に納め、發送の準備をなせり、而して粒選は日々多數の人員之に従事するを以て、園田場長、清田同場技師、吉田、平野、樗木、黒川、三浦の縣郡委員、水内米穀検査所監督、津下綾歌郡出張所主事の外、各郡駐在の縣農業技師、米穀検査員等補助員となり、粒選を監督し、従事者は總て一定の淨衣を纏ひ、口覆を施し粒選に要する器具を臺上に配置したる後、園田場長より粒選に關する注意を聞き、關係者一同祓を受け粒選に従事し、米を盆上に少し宛擴げ、篋を以て胴割米、屑米、碎米、形狀不正なるものを除き、粒選を終りたるものは監督者の検閲を受け、不良なるものは更に再選を命じ、嚴密なる粒選を行ひたり、其の成績左の如し。

主基齋田供納米粒選成績一覽表

天月候日	從事人員	粒選時間	粒選石數	粒一人當	屑米量	粒選歩合	摘	要
八月 晴天	縣立農林學校生徒 本郡立綾歌農業學校 本郡立主基農林學校 生徒計 二一五八	午前九時 十分着手 午後四時 終る	〇、二〇四三	〇、九四	〇、一六〇三	〇、五六〇	豫備米とす	
九月 晴天	加茂七、府中一、五、端 岡二〇、山内一、一、瀧宮 田一、一、陶一、七、川津 一、三、山田四、一、千正 二、五、飯野二、七、坂本 九、岡田二、五、坂本 三、郡農會技手七、 計 二五一	午前八時 十分着手 午後四時 四十分終る	〇、三〇八〇	一、二三三	〇、一三三〇	〇、六九八		
十月 晴天	羽床七、羽床上九、西 分一〇、法動寺七、富 熊一、一、栗熊一、五、粉 所二、五、縣下米穀生 産検査員二、七、 美合七、(半日) 計 二二八	午前九時 着手 午後四時 四十分終る	〇、二八四五	一、二七	〇、一三〇〇	〇、六八七	一人粒選歩合は計人員より三人五分を扣へて計算す	

自十一日 午前	自十二日 午前	自十三日 午前	合計
美合七、(半日) 長炭九、造田八、 土器一四、川西一五、 本縣立師範學校生徒 計 一七七	西庄八、坂出五八、 金山一六、林田三二、 松山一六、王越一〇、 宇多津一三、 香川郡立實業學校生 徒計 二七六	晴天	但し半日宛兩日に渡るもの七人あり之れを引き去れば 一一八六
午前九時 着手 午後四時 五十分終る			
〇、二六七九	〇、三七四〇		一、四三八七 内豫備米 〇、二〇四三 差引 一、二三四四
一、二八〇、一四六二	一、三六〇、一五六二		一、二二二
〇、六四七	〇、七〇五		〇、七二五七
同			〇、六六五
同上			

大嘗祭主基齋田供納米再粒選成績表

日	從事人員	從事時間	粒選石數	屑米量	粒選歩合	備	考
十四日	耕作者 男 三一 女 七 計 三七八 山田青年會 七五	八時間	八〇〇	二一	九七・三	午後三時より耕作者女子十人増す	
十五日	耕作者 男女 五七	四時間	三八〇	一二	九七・〇		
計	一三二		一、一八〇	三三			

大嘗祭主基齋田供納米絹磨成績表

日	從事人員	絹磨時間	絹磨量	仕上米	仕上歩合	備	考
十三日	耕作者 男子 二九	六時間	豫備米 二〇四 供納米 六三五	六二二	九八・〇		
十四日	耕作者 女子 一六	六時間	六〇〇	五九一	九八・五		
計	四五		供納米 一、二三四 豫備米 二〇四五	一一三			

第六節

齋田耕作從事人員

業務

人夫使役延人員

苗代	本田耕作	本田灌溉	收穫	雜務	精白	布磨	粒選	合計
選種、苗代整地、蒔付、除草、苗代周圍の設備、苗代灌溉、	本田整地、堆肥製造、插秧、除草、害蟲驅除、防風設備、雜草拔除、	灌漑	刈取、籾乾燥、籾摺、籾乾燥設備、	齋田内外道路路式塙等の除草、注連繩取換へ、田植豫行、籾摺豫行、農具整理、其の他の難役、	精白手傳、精白運搬、	供納米布磨、同再布磨、	供納米粒選、同再粒選、	
四拾九人	六百五拾九人	貳百貳拾五人	百七拾五人	百六人	五拾壹人	貳百五拾五人	千五百貳拾四人	參千四拾四人

第七節

主基齋田地の氣象

長くも主基地方と勅定あらせられたる香川縣(綾歌郡山田村大字山田上)の主基齋田に於ける作業行事の一と

して、大正四年四月十二日を以て氣象觀測を開始し、爾來日を重ぬること百八十七、十月十五日を以て觀測を完了したり。

主基齋田地に於ける氣象觀測の成績は左記の各表に示す所の如くにして、始め苗代播種後の旬日間は氣候冷濕なりしも、五月に入り天候適順頗る晴燥に經過し、插秧後の六月は稍暖濕に過ぎしも晴雨の案配適宜にして七月は高温晴燥を致し、出穂開花期なる八月上旬は天氣再三不良且つ冷濕なりしも中旬以後は概して順當を保ち、成熟期の九月上旬は稍陰濕に失せしも中旬以後は天候再び順調に復して、秋晴高温を示したり。斯の如く本年氣候經過の良好なりしことは實に近年稀に看る所にして且又夏秋の交、颯風の去來三回に迫りしも毎に何等の影響を被らす尙は齋田行事の三大式なる、祓式田植式及拔穗式の當日天氣常に好晴なりしか如き寔に皆慶幸の至りなりしとす。

主基齋田太田主の次男、岩瀬梅太郎氏は始終齋田地氣象觀測の任に當りたり、茲に記して感謝の意を表す。

凡例 温度は攝氏、湿度は百分率、雲量は零より十に至る比例に據る、風向は八方位、風力は軟和疾強烈風の六階級に分つ。降水量蒸發量は托を以て示し毎日午前十時に測り之を前日欄に記す。日照時数は真太陽時を用ふ。

大正四年四月氣象表

時日種	午前		午後		日照	日照時數	量水降	量發蒸	田水溫	田水溫	平均	記事摘要
	氣溫	湿度	風向	風力								
十五日	一〇・九	八四・七	東北	軟	一〇・〇	一六・〇	〇・〇	〇・〇	三・〇	三・〇	三・〇	午後雨
十六日	一一・三	八三・九	東北	軟	一〇・〇	一六・〇	〇・〇	〇・〇	三・〇	三・〇	三・〇	午後雨、輕雪
十七日	一一・〇	八三・〇	東北	軟	一〇・〇	一六・〇	〇・〇	〇・〇	三・〇	三・〇	三・〇	午後雨
十八日	一一・三	八三・九	東北	軟	一〇・〇	一六・〇	〇・〇	〇・〇	三・〇	三・〇	三・〇	午後雨
十九日	一一・〇	八三・〇	東北	軟	一〇・〇	一六・〇	〇・〇	〇・〇	三・〇	三・〇	三・〇	午後雨

大正四年五月氣象表

時日種	午前		午後		日照	日照時數	量水降	量發蒸	田水溫	田水溫	平均	記事摘要
	氣溫	湿度	風向	風力								
一月	一〇・〇	八三・〇	北	軟	一〇・〇	一六・〇	〇・〇	〇・〇	三・〇	三・〇	三・〇	午後雨
二月	一一・〇	八三・〇	北	軟	一〇・〇	一六・〇	〇・〇	〇・〇	三・〇	三・〇	三・〇	午後雨
三月	一一・〇	八三・〇	北	軟	一〇・〇	一六・〇	〇・〇	〇・〇	三・〇	三・〇	三・〇	午後雨
四月	一一・〇	八三・〇	北	軟	一〇・〇	一六・〇	〇・〇	〇・〇	三・〇	三・〇	三・〇	午後雨
五月	一一・〇	八三・〇	北	軟	一〇・〇	一六・〇	〇・〇	〇・〇	三・〇	三・〇	三・〇	午後雨
六月	一一・〇	八三・〇	北	軟	一〇・〇	一六・〇	〇・〇	〇・〇	三・〇	三・〇	三・〇	午後雨
七月	一一・〇	八三・〇	北	軟	一〇・〇	一六・〇	〇・〇	〇・〇	三・〇	三・〇	三・〇	午後雨
八月	一一・〇	八三・〇	北	軟	一〇・〇	一六・〇	〇・〇	〇・〇	三・〇	三・〇	三・〇	午後雨
九月	一一・〇	八三・〇	北	軟	一〇・〇	一六・〇	〇・〇	〇・〇	三・〇	三・〇	三・〇	午後雨
十月	一一・〇	八三・〇	北	軟	一〇・〇	一六・〇	〇・〇	〇・〇	三・〇	三・〇	三・〇	午後雨
十一月	一一・〇	八三・〇	北	軟	一〇・〇	一六・〇	〇・〇	〇・〇	三・〇	三・〇	三・〇	午後雨
十二月	一一・〇	八三・〇	北	軟	一〇・〇	一六・〇	〇・〇	〇・〇	三・〇	三・〇	三・〇	午後雨

全月	日									
	卅一	卅	廿九	廿八	廿七	廿六	廿五	廿四	廿三	廿二
氣溫	三二.八	三三.〇	三三.二	三三.四	三三.六	三三.八	三三.九	三三.九	三三.九	三三.九
濕度	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
風向	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北
風力	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和
雲量	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
天氣	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
最高氣溫	三六.〇	三六.〇	三六.〇	三六.〇	三六.〇	三六.〇	三六.〇	三六.〇	三六.〇	三六.〇
最低氣溫	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇
較差	一四.〇	一四.〇	一四.〇	一四.〇	一四.〇	一四.〇	一四.〇	一四.〇	一四.〇	一四.〇
日照時數	一〇.〇	一〇.〇	一〇.〇	一〇.〇	一〇.〇	一〇.〇	一〇.〇	一〇.〇	一〇.〇	一〇.〇
量水降	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
量發蒸	一.一	一.一	一.一	一.一	一.一	一.一	一.一	一.一	一.一	一.一
田水溫時前	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇
田水溫時後	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇
平均	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇
記事摘要	午後微雨	午後微雨	午後微雨	午後微雨	午後微雨	午後微雨	午後微雨	午後微雨	午後微雨	午後微雨

全月	日									
	卅一	卅	廿九	廿八	廿七	廿六	廿五	廿四	廿三	廿二
氣溫	三二.八	三三.〇	三三.二	三三.四	三三.六	三三.八	三三.九	三三.九	三三.九	三三.九
濕度	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
風向	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北
風力	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和
雲量	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
天氣	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
最高氣溫	三六.〇	三六.〇	三六.〇	三六.〇	三六.〇	三六.〇	三六.〇	三六.〇	三六.〇	三六.〇
最低氣溫	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇
較差	一四.〇	一四.〇	一四.〇	一四.〇	一四.〇	一四.〇	一四.〇	一四.〇	一四.〇	一四.〇
日照時數	一〇.〇	一〇.〇	一〇.〇	一〇.〇	一〇.〇	一〇.〇	一〇.〇	一〇.〇	一〇.〇	一〇.〇
量水降	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
量發蒸	一.一	一.一	一.一	一.一	一.一	一.一	一.一	一.一	一.一	一.一
田水溫時前	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇
田水溫時後	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇
平均	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇	二二.〇
記事摘要	午後微雨	午後微雨	午後微雨	午後微雨	午後微雨	午後微雨	午後微雨	午後微雨	午後微雨	午後微雨

大正四年六月氣象表

主基齋田氣象觀測所

氣象觀測所は齋田の南方約三十間を距て地域十五坪を劃し周圍に竹柵を廻らし注連繩を張り標柱を建つ、而して据付たる觀測器械の品種は左の如し。

「ステブソン」形百葉箱	二基
驗濕器	一組
最高最低寒暖計	一組
「リシヤール」形自記寒暖計	一個
「リシヤール」形自記濕度計	一個
雨量計	一個
蒸發計	一個
「ジョーゲン」形日照計	一個
「ロビンソン」形風力計	一個
「風信器」	一基

第五編 齋田事務の完結

第一節 齋田奉仕完了奉養祭

朝に夕に滿腔の誠意を捧げて寸毫の失態なきを神に祈りつゝ、二ヶ年に亘りて奉仕せし齋田事務も茲に全く無事完了を告げたるを以て、綾歌郡に於ては十月三十一日をトして、郡記念公會堂に於て奉養祭を執行することゝなれり。

第一項 齋田奉仕完了奉養祭事務分掌

- 一、式場係 渡邊郡書記、綾井郡書記、
- 一、餘興係 三野、門屋両技手、埴田工事監督員、
- 一、烟火係 明石畜産組合書記、平崎郡書記、
- 一、受付係 藤澤郡書記、矢野郡書記、松浦郡書記、藤田郡書記、今井履、三崎履、大塚郡農會書記、
- 一、來賓係 託間郡視學、旭郡書記、大浦郡書記、高木郡書記、十河郡書記、長谷川履、楊木技手、石田技手、神原技手、黒川技手、津下米穀検査主事、
- 一、裝飾係 高木郡書記、山西郡吏員、
- 一、會計係 森田郡書記、鎌田郡書記、山西郡吏員、田村郡書記、松野郡書記、丸尾郡吏員、坂本郡書記、明石畜産組合書記、橋本技手、土末高木、守屋、香川各工事監督員、三浦技手、宮川技手、佐藤技手、片山技手、

以上の分掌事務に付各係共四五日以前より準備に取掛り、萬遺憾なきを期したり。

第二項 祭式の次第

- 一、祭員着席、
- 一、参列者着席、
- 一、祝主祝詞を白す、
- 一、大麻盥湯行事、
- 一、主催者祭儀開始の旨を告ぐ、
- 一、降神詞 (此時警蹕奏樂)、
- 一、神饌傳供 (此の間奏樂)、
- 一、齋主の祝詞 (一同敬禮)、
- 一、郡長の祭詞 (一同)、
- 一、玉串奉奠
- 一、撤饌 (奏樂)、
- 一、昇神詞 (警蹕奏樂)、
- 一、主催者儀式終了の旨を告ぐ、
- 一、一同退下、

第三項 祭主の祝詞

此乃野中乃甘美志新室乃小床乎伊豆乃真屋止被清米天神籬起天招奉令坐奉掛卷毛畏支賢所爾坐八柱大神天照大御神
 産土大神御年皇神等始奉里天神地祇八百萬大神等乃大前爾綾歌郡神職會長中尾東恐美恐美母白左久
 今年十一月中旬爾天津御食乃遠御食乃長御食止皇御孫尊乃大嘗聞食給布賀故爾大御制令乃任爾悠紀主基乃齋田乎天
 津神事以天卜台給比志爾此乃名細志香川縣綾歌郡山田村田頃止云布處爾奈毛主基乃齋田乎設定米天仕奉留可久神定米
 爾定米給比支茲爾御民諸波生留驗有里天地乃開闢志時由未多無支大光榮乎得津留事乎嬉美奉利辱奉里天官人波更也
 此事爾與禮留人々與利男女悉爾赤良引日波終日烏羽玉乃夜波終夜其持分介留職爾勞支勤美吹風爾思乎焦志降爾心乎
 碎支伊加傳神乃御心君乃御心爾副奉答奉其萬久心乃限力乃極明支清支真心捧介天仕奉里志間爾秋乃田乃穗波豊介久打靡
 支真玉成須瑞穗乃足穗止實利燒鎌乃利鎌以天田人諸忌回清回津々刈取里百杵乃五百杵爾春支白介天其乎戴支奉捧介奉
 利天大禮使爾納米奉里重支御依大支任務乎始終達波受本末過多受喪無久事無久仕奉終故禮此乎辱美奉利尊比奉里深支
 厚支恩賴爾酬比奉里感謝比奉其久止郡長樋口德太郎此事爾與禮留人々郡民諸乃真心乎總爾持知天玉串乃取々稱言竟奉
 其久止白須

辭別天屋船大神乃御前爾白左久此乃公會堂波志毛皇孫尊乃天津日次知食給布御代乃始乃記念止志天今回清久殿久高久
 廣久建設奴留爾依天自今往先志喜居志礎乃動久事無久築建留柱乃傾久事無久地震乃災暴支風惡支雨乃障無久出入留人
 々爾八十禍津日乃禍事無久彌進爾進美彌張里爾張里萬乃便宜乎得志米給比千々乃利益乎受介志米給邊刀白寸如斯仕奉留
 爾依利天波皇孫尊乃大御代乎萬千秋乃長千五秋爾天地乃共無窮爾朝日子乃豊榮昇留事乃如久彌昌爾昌志米給比瑞穗乃
 國乃満足比浦安國乃心安久細矛千足乃國乃足利整比天國內平介久安介久御民諸其職業爾勤米勵美天五十楹八桑技乃如

久立榮仕奉其志米給比殊爾今年恐久母皇孫尊乃御親行波世給御大禮乃事々恙美無久障無久大御震襟乎安米奉留可久御魂幸開給邊止大前爾禮代乃御食御酒種々乃味物乎入取乃机代爾置高成天奉其久乎足幣乃豐幣刀大御心爾平介久安介久聞食給邊止嚴鋒中執持知天恐美恐美毛稱言竟奉其久刀白寸

第四項 郡長の祝詞

掛麻久毛綾仁畏岐實所八柱天照大御神御年皇神乎始女天津神國津神等能大前爾綾歌郡長從六位樋口德太郎齋麻波里清麻波里島津鳥鶴自物頸根突援岐氏恐美恐美申左久言麻久波畏岐我大八洲國所知食須天皇波神漏岐神漏美乃命能御事依左志坐世留神隨奈留御次第乃隨仁今茲十一月十日登云布日爾天津日嗣高御座所知食須大御典實行波世給布仁依里大嘗乃御祭事邊奉其久登國波志毛澤仁波有禮行母天津神國津神等乃神魂千波比給比豆我讀岐國表主基乃御國登卜備定米給比仁岐彼此乃國人波最母嬉美喜備辱奈美奉里志賀中爾毛我綾歌乃郡波多加留郡能中爾大神等乃奇奈留幽助仁依里其主基能御田表郡乃内奈留山田乃里仁定米給比奴是表以氏郡内乃官人等波更奈里村々乃氏氏能人等乎始米木樵留山賤漁留海人等仁至留麻傳甚久悅備恐美重志美慎美氏朝仁夕爾此乃最母重志乃嚴志岐御式乃衍留事無久落津留事無久平其介久安其介久事終邊奉其無登大神等爾乞祈美奉里氏日登無久夜登無久勤美仕奉里志加慶播志下須御種與里始米氏取植江志玉苗拔取留玉穗爾至留麻傳留事無久缺久留事無久五十糧穗乃八束穗乃美稻登幸比給比仕奉里志官々乃人等與里耕志耘里奉里志男女仁至留麻傳病志岐事無久痛志岐事無久過知犯世留罪咎母無久平其介久安其介久事邊奉其令米給比爾故是表以氏八十日波有禮行毛今日乎生日乃足日登選備定米氏打知樹留柱波底津岩根爾動岐無久取貴介里瓦波鱗奈須並米聊爾豆千代母八千代母搖備無久築岐成世留新志岐伊豆乃真屋乃齋床仁神離乎立氏大神乎招爾奉里坐世奉里大神等乃思頼仁報邊奉其登神酒神饌種々乃御饌津物食橫山能如久置高成志氏借邊奉里此郡仁事取行邊留官人等郡内乃氏々乃人等集比爾集比氏拜美奉其

久乎所開食志給比氏懸氏行波留留大御禮表始米大嘗乃神事行母事故無久穩志久嚴志久重志久行比奉其世給比氏大朝廷乃御稜威登大御國乃御光登乎四方仁輝加左令米給邊止鹿自能膝折伏世恐美恐美白須

第五項 祭式の有様

十月三十一日の天長節の佳辰を以て、坂出町綾歌郡記念公會堂に於て、大嘗祭主基齋田奉仕完了報賽祭を舉行したり。同日は先會場石門前には坂出町より寄贈せる縁門を建設し、小輪の菊花を以て文字を顯したる扁額を掲げ、門内には西に坂出町蒲生音市等の生花、東に陶村細谷儀平等の生花を陳列し、何れも其の技を競へり、玄關入口には大國旗を交叉し、玄關廊下天井より本館天井等一面に蜘蛛手の如く奉祝小旗に、齋鳥追ひに因みたる鳴子を交へ、其の交叉点には奉祝大旗を配し、左右明り窓下に經木モールを綾浪形に掛けて裝飾し、三間の大床には神座を設け、前に大櫛二基を樹て、左右の脇床には鎌田香風園の西洋式盛花、椰子樹の大盆栽を置き、東方には奥行一間半、南北七間の舞臺を設けたり。玄關兩脇に受附所を設け、來賓會員等を區別して受付をなせり。

定刻前より來賓會員續々參集し、午後二時四十分より祭式始まる。先是、郡神職會長中尾東外九名の神職は祭場の裝飾をなし、定刻に至るや、中尾外九名の祭員着席して祭式次第の行事を執行し、三時四十分終了せり、夫れより席を改めて祝宴を開き、一同着席するや、木村郡會議長發起人を代表して挨拶あり、次ぎに餘興舞臺の幕を引き明け、坂出町寄贈の大正檢番藝妓の演藝一番より二十番迄ありしが、餘興中若林知事來賓を代表して答辭あり、其の發聲にて兩陛下の萬歳を三唱し、又餘興の間、蓮井縣會議長の發聲にて綾歌郡の萬歳を三唱せり。

當日の參會者は知事を始め、岡本勸業課長、片岡理事官、その他齋田に關係したる技師、技手、鎌田貴族院議員、蓮井縣會議長、郡選出縣會議員、華山坂出專賣支局長、伊岐九龜稅務署長、女子師範學校長、其の他有志、新聞記者等無慮三百四十餘名にて、盛會なりき。夜間は南の廣庭に電燈にて奉祝の二字を顯はし、屋根及び綠門にイルミネーションを施したるにより、美觀なりしを以て見物人は晝夜に涉りて其の數を知らず。

第二節 殘米の處分

御大典御用として供納米に一石、大饗用に一石二斗五升並びに玄米六升を上納し、尙殘米は縣、郡奉仕者にて隨意處分を命ぜられたり、即ち郡に於ては左記諸員に對し約二勺宛の配付をなし永く記念となさしめたり、

- 一、現郡會議員 三十名
- 一、元郡會議員 十七名
- 一、郡齋田委員 二十七名
- 一、齋田委員外の職員 二十七名
- 一、郡駐在の諸員 七名
- 一、郡農會農區駐在技術員 七名
- 一、各町村役場 三十二名
- 一、各町村青年會 三十五名
- 一、在郷軍人分會 三十二名
- 一、郡内齋田關係の寄附者 三十二名
- 一、各町村農會 三十二名

第三節 齋田跡地の處分

齋田跡地の處分に就いては、此の光榮ある齋田を長く完全に保存するには鞏固なる團體の所有に歸せしむるに如くはなしとは、齋田決定と同時に當局の腦裡に常に往來しつゝありし所なり、茲に齋田奉仕の完了を告ぐるや、其の處分の必要を生じ、協議の末、終に全部を金貳千圓にて山田村に買ひ上げ、同村の基本財産として永久保存することゝなれり。

第四節 諸建築物の處分

千歳一遇の齋田奉仕に際し、建設せる附属建物及び工作物をば永久且適當に保存せん爲、左記の通り處分せられたり、

記

- 一、精米場 一棟 山田村に無償讓與但し同縣費支出に係る持分とす
- 一、潔齋場 一棟 山田村々社松熊八幡社に無償讓與
- 一、唧筒 一個 綾歌郡へ無償讓與
- 一、標識板 一個 山田村岩瀬辰三郎に無償讓與
- 一、揭示板 一個 山田村に無償讓與
- 一、土管 七十間 山田村岩瀬辰三郎に無償讓與
- 一、溜池工作物 山田村岩瀬辰三に無償讓與

第五節 齋院の處分

- 一、神殿、神饌殿、稻實殿及び竹柵の一部 金刀比羅宮に無償譲與
- 一、幄舎 一棟 田村神社に無償譲與
- 一、幄舎 一棟 石清尾八幡神社に無償譲與
- 一、正門 一棟 縣物産陳列所に於て保存
- 一、竹柵 一部 縣に於て適當に處分す
- 一、手水舎 大川郡水主神社に無償譲與
- 一、收納舎 一棟 奉仕者の所有に属す

第六節 農具類の處分

奉仕者に於て適當なる處分又は保存をなすことゝなれり。

第七節 被服類の處分

耕作従事服は各自使用者に無償譲與し、担夫の被服中共同負担を以て調製せる五着分は奉仕者に無償譲與し奉仕者をして隨意處分をなさしめたり。

第八節 齋田拜觀人調

月日	拜觀者人員	備	考
大正四年四月十六日	一〇、〇〇〇	被式	
四月十七日	七六		
月日	拜觀者人員	備	考
十八日	四一		
十九日	一三		

五月一日	計
二十日	二二〇
廿一日	六一
廿二日	四六〇
廿三日	六一
廿四日	一〇〇
廿五日	一〇六
廿六日	六八
廿七日	三七
廿八日	四二
廿九日	四六九
三十日	九三
計	一一、八五七

月日	拜觀者人員	備	考
八日	九六		
九日	二四一		
十日	六一		
十一日	一一二		
十二日	一九四		
十三日	九五二		
十四日	一七三		
十五日	三一五		
十六日	四四八		
十七日	四四八		
十八日	四二八		
十九日	三八		
二十日	四六一		
廿一日	一、五六〇	本田地拵をなす	
廿二日	一、八五〇	同	
廿三日	一、四四〇	同	
廿四日	一、八九〇	同	
廿五日	二、三八〇	同	
廿六日	三、四〇〇	同	
廿七日	一〇〇、〇〇〇	田植式並に本田の田植に着手す	

廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日
一四	二二	七六	三五	五七	三五八	七五	九六	八九	一三五	二三五	七八	一二五	九五	一〇五	五八	一二五	八九	二三四	八九

八月一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	廿一日	廿二日	廿三日	廿四日	廿五日	廿六日	廿七日	廿八日	廿九日	三十日	計				
五八	七二	一五	一〇	五七〇	五六	三〇	四〇	三三四五	三七	四五	七八	三七	二四	一八	二七	三〇	三九	三八	五八四四	八四	七六	三五	一二三	二二	一八	三四	五六	七八	九五	八九	五七	三一五	八七	四八
<p>前日來の大雨を氣使ひ 村民多數齋田地を拜觀 せり</p>																																		

二九一

六月一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	計
二六四	三五一	一二二八	五二九	五二四	二二三	一一一	一八八	一〇六	四九五	七八	一七二	一八四	八九	一四一、九五一
<p>本日の田植をなす 苗代地の田植をなす 第一回除草をなす 第二回除草をなす</p>														

七月一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	計		
七八二	三八	五八四四	八四	七六	三五	一二三	二二	一八	三四	五六	七八	九五	八九	五七	三一五	八七	四八
<p>第三回除草をなす 第四回除草をなす 第五回除草をなす</p>																	

二九〇

十月一日	計	三十日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日
三二日																
六五日	五、四、七、九〇	一七	一八	四	七七	五四	七三	八七	二五	七三	八四	一、一、五、七	五〇、〇〇〇	一、一、八、八	八〇〇	
														大被式	拔穗式	

廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日
二四	一一	九七	三三	三四	二二	四	一九	五一	二六	九七	一八四	一一〇	七一	一一	一七	一〇	三〇	二二	三三

二九三

廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日
一四二	一〇五	二四一	一二四	六〇	二五	二二三	一四四	六〇	八〇	五〇	二五〇	三〇〇	二〇〇	五三	六〇	五七	八九	四〇	一二〇
														地鎮祭舉行					

九月一日	計	卅一日	三十日	廿九日
十五日				
三六六	四、八〇〇	一〇〇	一〇〇	七六

二九二

	廿四日	二〇	
	廿五日	一	
計	廿六日	九九一	午前七時警衛を解除す
合計		二二三、五七八	

附録

第一編 大嘗祭用物品の上納

第一節 神饌用玄米並びに藁の供納

齋田の生産米玄米六升は神饌用として、又齋田の生産藁は大嘗宮御造營用として、三百五十把は京都御所建春門内大禮使造營部宛、八十五貫は京都大宮御所内大禮使調度部宛へ、各十月十日迄に上納の命に接したるを以て、鄭重なる粒選並びに藁選をなして、十月六日を以て上納することゝなれり、今左に其の概要を記さん。

十月六日、午前六時三十分、山田村記念館に奉送者一同を集め、先祓式を行ひたる後、樋口郡長、岡田村長、高尾青年會長等は、交々立つて運送中の注意を述べられ、一同學校運動場に整列して、陛下の萬歳を三唱し、青年會員、在郷軍人會員等二百七十五名附隨して、松浦郡書記、奉仕者代理岩瀬一太、森山田村助役、金瀧青年會副會長、泰在郷軍人分會長等加はり、午前八時出發、午後一時縣公會堂に着せしを以て、知事は檢分の上受領し、一同に茶菓の饗應あり、同二時船積場に運び連絡船に積載したり、午後六時十分發、宇野港に着し、茲にても新調衣を着せる鐵道夫更に加はりて陸揚約二時間を費して、汽車積をなし、固く鎖鑰を施し、貨車には特に國旗を立てたり、玄米は森助役、岩瀬一太氏之れを擁護せり、斯くて七日午前五時三十分宇野驛發岡山に着す、岡山驛にては倉本書記等之れを迎へたり、同驛より貨車急行となし、同日午後零時卅一分發、午後十一時十分梅小路驛に着、翌八日午前八時より上納せんとて、早朝入浴せし岡本香川縣理事官並び

に松浦綾歌郡書記、森山田村助役、岩瀬一太氏等十數名は梅小路驛に出張し、金ヶ原堀川署長、野村驛長等立會の上、十二輛の荷車に分載し、通運會社をして大禮使出張所へ運搬せしめたり、而して玄米は箱に納め白布にて覆ひ、岩瀬一太氏之れを捧持し、堀川署の巡查を先驅とし、松浦綾歌郡書記、岡本理事官以下皆腕車にて、大宮通りを七條烏丸に出で、烏丸を北に丸太町より堺町御門に入り、玄米は主殿寮出張所に、藁は前記納付所に上納したり、上納済と同時に、松浦書記は無事玄米並ひに藁上納完了せる旨の電報を發したり、綾歌郡役所にては當日恰も町村長、小學校長、召集會議中なりしに、此の吉報を受取り、郡長は會議を中止して、其の旨を傳達したり。

第二節 大饗用白米の供納

曩に齋田生産米一石二斗五升を、大饗用として十月二十七日迄に上納の命に接し、當局に於ては供納米同様の粒選をなし、全く準備整ひたるを以て、十月二十六日上納の途に上れり、左に其の概況を記さん、
供納すべき一石二斗五升を俵三俵に納め、新調の荷車に積みて、二十五名の男耕作従事者之れを輓き、奉仕者代理岩瀬一太、旭綾歌郡書記、森山田村助役、松井同村書記、其他八百餘名奉送して、午前八時出發せり、一行は午後〇時四十分、縣廳に於て若林知事の檢分式あり、終りて直ちに鐵道棧橋より連絡船に積込みたり、付添人は知事代理、佐藤理事官、縣屬窪村正之、綾歌郡書記旭近治、山田村書記松井彌三郎、奉仕者代理岩瀬一太、耕作従事者内海勇、渡邊義正、森盛、津山理美にして、午後六時十分高松發、同七時二十分宇野着、同驛にて町重に積換をなし、午後十時五十分宇野發、岡山驛にて本線に繼ぎ換へ、十月廿七日午前〇時五十分出發、全午前六時四十八分京都着、全七時貨車より卸下、左記順序により行進し、午前九時

皇居清新門より參入せり、供納米は一應所定の場所に奉置し、次ぎに齋庫前に於て供納したり。

行列順序

警部補、巡查、表示札、供納者、貨車、護送者一同、

第二編 献納物調

第一章 献納品調

- 一、糖、産額全國の首位を占む、御採納と決定せば生糖、燒糖何れにても献納することを得、
- 一、金山鯛、瀬戸内海特有の産物にして美味美麗を以て名あり、生鯛若くば漬焼として献納することを得、
- 一、鱒子鱒、舊藩時代に在りては販賣禁止品にして、民間には食する能はざる名品なり、
- 一、牛川牛蒡、香氣佳なるを以て大洲牛蒡と共に賞賛せらるゝ品なり、
- 一、磬石、白峰山の産にして形状鳥の如く將又魚の如く異形を具へ、打てば美音を發して餘韻孺々たり、
- 一、綾、古昔讃岐國より京都に貢せし中に綾其の首位に居れり、綾郡は其最も優なる産地にてありしが、今に松山村にて之れを織るものあり、
- 一、ネーブル柑、夏密柑、鳴門密柑、本郡林田村に産し、今上陛下の皇太子殿下にてあらせられし時、並に今の皇太子殿下、小松宮殿下、伏見宮女王殿下に獻上したることあり、

第二章 献納品

前章の調査に基づき其筋に献納方出願せしに、左記物品採納方聽許ありたり、

- 一、食 鹽 西讃鹽田同業組合
- 一、金山鯛 全
- 一、牛川牛蒡 羽床上村
- 一、磬 石 端岡村
- 一、綾 綾歌郡蠶絲同業組合

第三編 齋田奉仕の衛生施設

齋田奉仕上防疫に關しては、縣郡當局者並に警察官等、時々會合して施設事項及び監督方法に關し、慎重協議を遂げ、尙町村長、町村衛生主任及び町村衛生組合長等を召集し、實行上遺憾なき様協議を遂げたり、防疫上特別施設に關しては、直接責任ある山田村と其の附近村並びに其の他の町村とは自然取締上の程度に差を附するを穩當と認め、茲に左の區別を設けたり、

- 第一區 山田村一圓
- 第二區 山田村附近村(粉所、千疋、西分、羽床上、羽床、瀧宮、陶、畑田、山内)

第三區

其の他の町村(二十一ヶ町村)

第一項 防疫施設事項

- イ、第一第二區内に於ては河川又は溝渠に於て飲食物及飲食器具を洗ふことを嚴禁する爲め各處に設けある洗場を撤去せしめたり、
- ロ、便所の覆蓋を極力勵行せしめたり、
- ハ、蠅の驅除に努めしめたり、
- ニ、飲食物の覆蓋を勵行せしめたり、

第二項 衛生組合施設事項

- イ、一二兩區内に對しては三千倍昇汞水を各戸便所附近に配置し手の消毒を行ふこと、せり、其の昇汞水は區長又は伍長の家に於て區長及び伍長は自ら溶解の任に當り組合員は交互に日々配付すること、但し配付用として荷ひ桶若干づゝ、新調共同購入せり、
- ロ、町村長並びに衛生組合長は客年衛生組合に設けたる組合規約を七月より十月まで再び實行せしむること、せり、
- ハ、一、二、兩區に於ては下痢症患者發生のときは伍長に届出づべく其患者には無料治療券を發行すること、但し衛生組合は區長又は伍長の手許に治療券若干枚づゝ、配付し置けり、
- ニ、一、二、兩區に於ては下痢症患者ある家に對しては便所に石灰消毒を行はしめたり、但し伍長は之れが監督をなす、

ホ、一、二、兩區内に於ては衛生組合の活動を期する爲め村内を數區に分ち區長以下各伍長は時々其の他の組合員は日々交代して巡回し隠蔽患者なき様注意すると共に施設事項の實行を勵行し尙青年會員は之れが援助をなしたり、

ヘ、一、二、兩區内に於ては衛生組合に於て七月より十月まで防疫巡視員なる臨時雇を雇入れ(山田、粉所、西分、瀧宮、以上二名、其他は一名)村役場内に日勤せしめ防疫上諸般の實行監督の任に當らしめたるに其効果顯著なり、

ト、部落衛生講話會は四、五、六の三ヶ月中に於て數回開催したり、
チ、組合員の交互巡回を確實ならしむる爲、巡視表を各戸門戸に貼付せしめ、以て巡視の証印を押捺せしめたり、

リ、各戸の門戸に家族の氏名年齢を記せる氏名札を表示せしめたり、

ヌ、衛生組合の役員に對し本年に限り特に手當金を増額することとせり、

ル、衛生組合役員功勞者表彰費若干を大正四年度豫算中に計上することとせり、

ヲ、衛生組合總會は二、三、四月中に開催することとせり、

第三項 町村役場施設事項

イ、町村長は衛生組合長と協力し大正四年度組合の豫算編成につき適當の經費を計上することに努め且つ總會當日町村長、警察官、郡書記等出席援助することとせり、

ロ、一、二、兩區域内住民に對し、四、五、兩月中に於て赤痢豫防疫の注射を一齊施行せしめたり、當日は

警察官、郡書記等出席援助せり、而して以上十ヶ村内に於ける注射施行人員一万九千四百六十六人なり、各町村衛生組合の活動を援くる爲め、大正四年度衛生組合費に對し村費中より若干の補助金を特に計上することとせり、

ニ、一、二、兩區域内十ヶ村の大正四年度衛生組合收支豫算高の總金額は實に貳千九百八拾貳圓參拾五錢八厘にして平年に倍加し大に其の活動に資したり、

第四項 衛生組合聯合會

衛生組合聯合會は一、二、三、區共二月中に何れも總會を開催し適當の豫算其の他施設事項に付議決せり、

第五項 醫師會

本郡醫師會の活動としては各町村部落衛生講話會に出席し講話の任に當り、尙醫師にして下痢症患者診察の際は、病者に對し消毒方法を注意指示することとせり、

第六項 齋田地山田村特別施設

一、山田村民に對し時々健康診断を行ふこと、

二、齋田の耕耘に従事する關係者に對し時々健康診断及檢便を行ふこと、

三、死亡者は悉く死体檢案を行ふこと、

四、下痢患者は悉く其の排泄物を消毒すること、

五、齋田水路に汚物塵芥を投棄し、又は汚物の附着したるものを洗濯するを禁止し且之を必要の個所に榜示せり、

大正四年度齋田奉仕費決算調

(綾歌郡)

科	款	項	目	目	決算額	豫算額	比		備考	
							増	減		
第十二款	齋田奉仕費	臨時事務費	一、雜給	(1) 技手當從	一、二八九〇	一、三三〇一	二〇三	—	—	
				(2) 小使給	一八二〇〇	一五三六七	—	—	—	
				(3) 備人料	五〇五〇〇	六六一〇〇	—	—	—	
				(4) 需用費	八二〇〇	二〇〇〇〇	—	—	—	
				(1) 借家料	二七〇〇〇	二九七〇〇	—	—	—	
				(2) 消耗品費	二四二五〇	三三六三三	—	—	—	
				(3) 備品費	四七八〇	三三四〇〇	—	—	—	
				(4) 運搬費	二五三〇	二六〇〇〇	—	—	—	
				二、視察費	—	九〇〇〇	—	—	—	—
				合計	—	—	—	—	—	—

科	款	項	目	目	決算額	豫算額	比		備考	
							増	減		
第十三款	齋田奉仕補助	三、奉祝費	一、悠紀視察費	—	—	九〇〇〇	—	—	—	
				二、奉祝費	二九七〇〇	三〇〇〇〇〇	—	—	—	
				三、紀念印刷物	三三〇〇〇	三三〇〇〇	—	—	—	
				四、調製費	三三〇〇〇	三三〇〇〇	—	—	—	
				(1) 奉仕	二七五二〇	一五七五〇〇	—	—	—	
				(2) 紀念品及繪	二二四〇〇	一二〇〇〇〇	—	—	—	
				(3) 其他印刷費	三三三三〇	四九五〇〇	—	—	—	
				五、雜費	—	—	—	—	—	—
				一、雜費	二九九二〇〇	二九九九一五	—	—	—	
				(1) 寫真費	五二〇〇〇	五二〇〇〇	—	—	—	
(2) 標示費	四〇〇一〇	六〇〇〇〇	—	—	—					
(3) 雜費	二〇七九〇	二七九五	—	—	—					
合計	—	—	—	—	—	—	—	—		

一、補助費	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇				
一、奉仕費	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇				

大正二年度主基齋田奉仕費 (山田村)

科 目	項 目	決算額	豫算額	比		備考
				増	減	
主基齋田奉仕費	一、給料	一〇五九三	一三〇〇〇		二四〇七	
	二、雜給	一六〇〇	一六八〇		一〇〇	
	一、雇員給料	一六〇〇	一六八〇		一〇〇	
	二、費用辨償	三四二〇〇	五〇二〇〇		一六〇〇〇	
	一、雇人料	二四一〇	二八〇〇		四九〇	
二、需用費	一〇七九〇	三三二〇〇		二二四一〇		
一、備品費	五五二三	六〇〇〇		七八七		
二、消耗品費	二二〇〇	一五〇〇		二九〇〇		
三、通信運搬費	九七三	一三〇〇		三二七		
四、儀式費	一八三〇〇	一九〇〇〇		六七〇		
五、雜費	一四〇〇〇	一五〇〇〇		一〇〇〇		

大正三年度主基齋田奉仕費 (山田村)

科 目	項 目	決算額	豫算額	比		備考
				増	減	
主基齋田奉仕費	一、給料	一四一六四	一八〇〇〇		四〇三六六	
	二、雜給	三三〇〇	三三〇〇			
	一、雇員給料	三三〇〇	三三〇〇			
	二、費用辨償	三三一九〇	五〇〇〇〇		一六八一〇	
	一、雇人料	一六四二〇	二五〇〇〇		八五八〇	
二、需用費	一六七七〇	二五〇〇〇		八三三〇		
一、備品費	六四九四	一〇〇〇〇		二三五六		
二、消耗品費	八八〇	一五〇〇〇		八八〇六		
三、印刷費	六七七〇	七〇〇〇〇		二二四〇		

	四、通信運搬費	300	1000	1700
	五、雜費	1300	10000	8670

1104

大正四年度主基齋田奉仕費 (山田村)

科	款	項	目	決算額		豫算額		比	較	備考
				決算額	豫算額	増	減			
一、補助費	主基齋田奉仕者補助	一、主基齋田奉仕者補助	一、主基齋田奉仕者補助	1,700,000	1,700,000					
			二、主基齋田奉仕者補助	300,000	300,000					
二、主基齋田奉仕費	一、給料	一、主基齋田奉仕會補助	一、主基齋田奉仕會補助	1,400,000	1,400,000					
			二、雜給	1,903,900	2,000,000					
			一、實費辨償	5,240	60,000					8760
			一、雇人給料	955,000	955,000					
			一、給料	955,000	955,000					
			一、主基齋田奉仕會補助	648,439	665,500					17061
			一、主基齋田奉仕會補助	1,400,000	1,400,000					
			一、主基齋田奉仕者補助	300,000	300,000					
			一、主基齋田奉仕者補助	1,700,000	1,700,000					
			一、實費辨償	5,240	60,000					8760

科	款	項	目	決算額	豫算額	比	較	備考
一、補助費	主基齋田奉仕者補助	一、主基齋田奉仕者補助	一、主基齋田奉仕者補助	1,700,000	1,700,000			
			二、主基齋田奉仕者補助	300,000	300,000			
二、主基齋田奉仕費	一、給料	一、主基齋田奉仕會補助	一、主基齋田奉仕會補助	1,400,000	1,400,000			
			二、雜給	1,903,900	2,000,000			
			一、實費辨償	5,240	60,000			8760
			一、雇人給料	955,000	955,000			
			一、給料	955,000	955,000			
			一、主基齋田奉仕會補助	648,439	665,500			17061
			一、主基齋田奉仕者補助	1,400,000	1,400,000			
			一、主基齋田奉仕者補助	300,000	300,000			
			一、主基齋田奉仕者補助	1,700,000	1,700,000			
			一、實費辨償	5,240	60,000			8760

主基齋田奉仕者經費調
支拂總額
一金貳千百參拾七圓八拾六錢六厘
內 譯

一、六百壹圓拾五錢六厘	建築費
一、拾參圓拾六錢六厘	用水地費
一、百參拾參圓貳錢貳厘	農具費
一、拾四圓五拾四錢	苗代田費
一、參百八拾四圓拾六錢	耕作人夫費
一、四拾壹圓八拾錢八厘	肥料費
一、百壹圓貳拾參錢壹厘	需用費
一、貳百貳拾參圓九拾七錢八厘	雜費
一、六拾七圓四拾參錢	諸人夫費
一、七拾五圓七拾七錢	旅費
一、拾八圓六拾錢五厘	郵便電信費
一、四拾壹圓貳拾六錢八厘	仕拂未濟諸費
一、百六拾圓貳拾錢	仕拂ニ要スル見込額
一、七拾八圓七拾參錢貳厘	立毛損害調
一、百四拾貳圓八拾錢	道路及用水路敷地代
一、四拾圓	寫真費
全	収入調

一金參百貳拾壹圓七拾五錢

收入總額

内譯

一、貳拾壹圓七拾五錢

御買上葉四百參拾五貫目代

一、參百圓

村費補助

差引

金壹千八百拾六圓拾壹錢六厘

第五編 齋田奉仕ト恩賞

第一節 奉仕者に對する恩賞

陛下御一代御一度の御即位大典の一部事務たる齋田の奉仕に付ては、國民一般幸あれかしと祈らぬものごとてなかりしも、就中、直接奉仕せる齋田所有者は朝に夕に誠心誠意を盡して、終に其の任務を全ふすることを得たり。

是れ國民としては然るべき當然の義務に過ぎざれども、慈仁に在す 兩陛下には齋田奉仕事務無事完了を嘉せられ、茲に宮内省をして次の御沙汰書を下さしめたり。

大正四年十二月二十八日

宮内大臣官房總務課長 近藤久敬

香川縣知事 若林寶藏殿

大禮被爲行候ニ付主基齋田所有者岩瀬辰三郎ニ別記目錄ノ通り
天皇皇后兩陛下ヨリ下賜相成候ニ付傳達相成度

記

一、御紋付銀盃

一組

一、金壹千五百圓

以上の通牒に接したるを以て若林知事は一月四日を期し傳達式を縣正廳に於て舉行せられたり、

傳達式順序

- 一、參列諸員着席
- 一、齋田所有者、樋口綾歌郡長、岡田山田村長、着席
- 一、知事着席
- 一、内務部長擧式の旨を告ぐ
- 一、知事目錄を傳達す(捧讀)
- 一、知事祝詞を述べ

- 一、奉仕者の挨拶
- 一、部長式終るの旨を告ぐ
- 一、知事退席
- 一、一同退席

以上

齋田所有者は身に餘る光榮を喜び、即ち一月一日付を以て宮内大臣宛御禮言上書を奉呈したり、

言上書

御大禮ニ付畏クモ 天皇皇后兩陛下ヨリ御紋付銀盃一組、並ニ金壹千五百圓御下賜アラセラレ謹ンデ
拜受難有御禮言上仕候

大正五年一月一日

主基齋田所有者 岩瀬辰三郎

宮内大臣 波多野敬直殿

第二節 係員に對する恩賞

大嘗祭供納米護送者に對しては十月二十一日付を以て、大嘗宮御造營材料護送者に對しては一月三十一日付
を以て、酒肴料を夫々配與せられ、齋田委員に對しては、三月三十一日付を以て、其の功勞を録せられ、夫々
御下賜金若干づゝを配與せられ、尙ほ郡委員中重なるものへ大禮記念章を下賜せられたり、其の官職氏名

左の如し、

綾歌郡書記

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

綾歌郡農業技手

三	大	平	藤	高	鎌	坂	松	大	田	十	渡	藤	矢	森	旭
浦	島	崎	田	木	田	本	浦	浦	村	河	邊	澤	野	田	近
竹	芳	信	定	喜	英	新	準	新	乙	竹	次	三	直	正	治
一	郎	清	雅	郎	夫	助	一	郎	次	郎	始	郎	之	行	

備考

郡視學託問季治、農業技手榜木龜次郎は地方賜餐者として拜授せり。

全 全

宮川 龜三郎
神原 龜三郎



主基齋田即事

田植式

枯枝子

太鼓鳴る御田植歌拍子ゆるやかに

地鎮祭

青あらし齋院地鎮祭行はる

抜穂式

抜穂使の御馬車拜む群川床に

大正七年七月廿五日印刷
大正七年七月三十日發行

香川縣綾歌郡

香川縣綾歌郡坂出町參千七百九拾番地第三

印刷者 武内達次郎

香川縣綾歌郡坂出町參千七百九拾番地第三

印刷所 坂出活版所

10
287

終